

# 令和3年五條市議会第4回12月定例会（第8号）

日 時 令和3年12月15日（水） 午前 10 時 開議

## 議事日程

### 第 1 一 般 質 問

順	氏 名	質 問 事 項	答弁を求める者
1	吉 田 雅 範	1 認定こども園の今後について (1) みらいこども園、ゆめこども園、きぼうこども園の園児の希望入園について	部長
		2 子育て支援について (1) 子育て支援金の支給方法について (2) 県外での医療費の立替払いについて	部長
		3 市道周辺及び通学路について (1) 立木、ブロック塀等の管理について	部長
		4 高齢者、障がい者のごみ収集について (1) ごみの収集方法について	部長
		5 指定管理の在り方について (1) 指定管理者の選定方法について	市長・部長
2	福 塚 実	1 市道の整備について (1) 倒木や雑草の状況について (2) 市道の水路について (3) グリーンベルトの管理について	部長
		2 教育環境について (1) タブレット端末の使用について (2) タブレット端末の管理について (3) Wi-Fi環境について	部長
		3 コミュニティバスの運行について (1) 利用状況について (2) 南奈良総合医療センターへの利用について	部長

順	氏 名	質 問 事 項	答弁を求める者
3	齋藤有紀	<p>1 五條市における地方創生とふるさと納税について  (1) 五條市の地方創生について  (2) ふるさと納税の五條市の現状について  (3) 今後の見通しや計画について</p> <p>2 無料通信アプリLINEの活用について  (1) 五條市におけるSNSを利用した情報発信の現状について  (2) 無料通信アプリLINE公式アカウントを活用した県内自治体の取組について  (3) 五條市における無料通信アプリLINE公式アカウントの導入について</p> <p>3 地域防災の体制について  (1) 地域防災の現状について（自主防災組織）  (2) 災害時の対策や防災対策について</p>	<p>部長</p> <p>市長・部長</p> <p>市長・部長</p>
4	谷 勝 啓	<p>1 大塔地域について  (1) 大塔地域の現状について  (2) 大塔地域の今後について  (3) 大塔地域の住民サービスについて</p> <p>2 財政状況について  (1) 基金の推移について  (2) 地方債残高の推移について  (3) 今後の見通しについて</p> <p>3 交通安全対策について  (1) 五条駅南側の整備について</p>	<p>市長・部長</p> <p>市長・部長</p> <p>市長・部長</p>
5	藤富美恵子	<p>1 ごみ袋（ボランティア袋）について  (1) 収集について</p> <p>2 五条駅に架かる市道岡口8号線（南北歩道橋）について  (1) 維持管理について</p> <p>3 五條市の将来について  (1) 人口減少対策について</p>	<p>部長</p> <p>部長</p> <p>市長・部長</p>

- 第二 議第五十六号 五條市過疎地域における市税の特別措置条例の制定について
- 第三 議第五十七号 五條市立認定こども園延長保育事業等の実施に関する条例の制定について
- 第四 議第五十八号 五條市立公民館条例の一部改正について
- 第五 議第五十九号 五條市地域子育て支援拠点施設条例の一部改正について
- 第六 議第六十号 五條市国民健康保険条例の一部改正について
- 第七 議第六十一号 五條市立西吉野コミュニティセンター条例の一部改正について
- 第八 議第六十二号 五條市立中央公民館及び五條市立西吉野コミュニティセンターに係る指定管理者の指定について
- 第九 議第六十三号 五條市立図書館に係る指定管理者の指定について
- 第十 議第六十四号 五條市賀名生の里歴史民俗資料館に係る指定管理者の指定について
- 第十一 議第六十五号 五條市立老人憩の家に係る指定管理者の指定について
- 第十二 議第六十六号 五條市阿田峯公園に係る指定管理者の指定について
- 第十三 議第六十七号 奈良広域水質検査センター組合を組織する構成団体数の減少及び規約の変更について
- 第十四 議第六十八号 令和三年度五條市一般会計補正予算（第九号）議定について
- 第十五 議第六十九号 令和三年度五條市国民健康保険特別会計補正予算（第一号）議定について
- 第十六 議第七十号 令和三年度五條市介護保険特別会計補正予算（第二号）議定について
- 第十七 議第七十一号 令和三年度五條市後期高齢者医療特別会計補正予算（第一号）議定について
- 第十八 議第七十二号 和解及び損害賠償額の決定について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（十二名）

欠席議員（なし）

市長	副市長	教育長	理事・総務部長 (財政事務担当)	技監	市長公室長
太田	人見	堀内	事務取扱	南	井上
好紀	達哉	伸起		則行	
				雅之	昭

十二番	十一番	十番	九番	八番	七番	六番	五番	四番	三番	二番	一番
大谷	藤富	吉田	山口	福塚	岩本	窪田	吉岡	平岡	養田	谷田	斎藤
龍雄	美子	雅範	耕司				佳孝	清秀	全正	勝司	有啓
	恵										紀



ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。  
この際、申し上げます。

昨日十四日に行いました一般質問におきまして、七番岩本 孝議員の質問に対して平己産業環境部長（兼務）都市整備部長から答弁がありました。理事者側からこの答弁を訂正したいとの申出がありますので、発言を許可します。平己産業環境部長（兼務）都市整備部長。

○産業環境部長（兼務）都市整備部長（平己富長） 昨日十四日、岩本議員の一般質問の中で銃による捕獲従事者数について誤った答弁を行い議員の皆様や関係者に御迷惑をおかけしたことについておわびをし、訂正をさせていただきます。

訂正内容は、令和二年度の銃による捕獲従事者数についての御質問に対し、「二十九」との答弁をしましたが、次のように改め、訂正いたします。「三十四」に訂正させていただきます。

今後はこのようなことがないように注意いたします。大変申し訳ございませんでした。  
以上、答弁とさせていただきます。

○議長（山口耕司） 以上で答弁の訂正を終わります。

○議長（山口耕司） 本日の日程につきましては、お手元に配布済みのとおりであります。

配布漏れはございませんか。――。

これより日程に入ります。

○議長（山口耕司） 日程第一、一般質問を行います。

この際、申し上げます。

議員各位の質問並びに理事者側の答弁の際はマスクをつけたまま御発言いただき、明瞭、的確にお願いいたします。

議員各位には申合せのとおり、一般質問は全て質問席から一問一答方式により行うことといたします。

なお、理事者側の答弁は全て自席からといたしますので、本趣旨を御理解いただき、議会運営に御協力くださいますようお願いいたします。  
また、議員各位には新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、一般質問の時間は質問と答弁を含めて六十分以内とします。

理事者側各位にも御協力をお願いいたします。

○議長（山口耕司）初めに、十番吉田雅範議員の質問を許します。十番吉田雅範議員。

〔十番 吉田雅範質問席へ〕

○十番（吉田雅範）おはようございます。

議長の発言の許可をいただきましたので、通告順に一般質問をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。初めに、認定こども園の今後についてお尋ねしたいと思います。

令和四年四月から始まり、みらいこども園、ゆめこども園、きぼうこども園の園児の入園希望についてお尋ねしたいと思います。希望する公立認定こども園に入園することができるのですか。

○議長（山口耕司）名迫あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（名迫雅浩）十番吉田雅範議員の御質問にお答え申し上げます。

令和四年四月に開園します公立認定こども園三園を含め保育施設等の入園申込み受付を本年九月二十三日から十月六日までの間に実施し、教育保育の認定後、各施設への入園に係る利用調整会議を開催し、希望するこども園に入園していただけるよう現在調整しているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「十番」の声あり）

○議長（山口耕司）十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範）それでは入園の決定通知はいつ頃になるのですか。

○議長（山口耕司）名迫あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（名迫雅浩）お答え申し上げます。

十二月末までに、申請のあった保護者宛に入所内定通知書を送付しお知らせをする予定でございます。以上でございます。（「十番」の声あり）

○議長（山口耕司）十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範）今月中ということですが、希望されることも園に入園できるように十分調整はしていただけていると思うのですが、保護者に説明して納得できるような形で希望することも園に入園していただきませうようにお願い申し上げます。

次にいきます。

子育て支援についてお尋ねしたいと思います。

子育て支援の給付金についてお尋ねします。子育て世帯の給付金について、先行の現金給付の給付スケジュールはどのようになっておられますか。

○議長（山口耕司）名迫あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（名迫雅浩）十番吉田雅範議員の御質問にお答え申し上げます。

令和三年度の子育て世帯への臨時特別給付金、いわゆる先行給付金でございますが、現金の給付五万円につきましては支給対象となる五條市からの児童手当受給者については十二月二十八日火曜日に支給する予定で進めております。申請が必要となる高校生の世帯、また公務員については十二月中に申請書等の通知を発送し、一月から支給を開始する予定でございます。

以上でございます。（「十番」の声あり）

○議長（山口耕司）十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範）分かりました。

次に、子育て世帯への臨時給付金の五万円相当のクーポン券についてですけれども、今政府の方でもいろいろとおっしゃっておられると思いますが、すけれども、各市のこともありますので、クーポン券を作るには大変費用と日数がかかります。また使用できる店も限られてきますので、そのお考えについてお尋ねしたいと思います。

○議長（山口耕司）名迫あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（名迫雅浩）お答え申し上げます。

五万円相当のクーポン給付については、来年春の卒業、入学・新学期に向けて子育てに係るサービスや商品に利用できるクーポンを十八歳までの対象児童一人当たり五万円相当分を給付するもので、民間事業者の振興や消費の下支え等につながることを期待し進められているもので、地域の状況や政策的意義を考え、どのような形で給付していくのかを現在検討しておるところでございます。



以上でございます。（「十番」の声あり）

○議長（山口耕司） 十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範） 他市の話もよく聞くのですけれども、クーポン券でなく現金給付を行うことを耳にしますけれども、五條市はどのように考えておられるのかお尋ねしたいと思います。

○議長（山口耕司） 名迫あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（名迫雅浩） お答え申し上げます。

国から示された内容や給付等の期限もございますので、本市の状況等鑑み給付方法については国の動向を注視しながら早急に検討していきたいと考えております。

以上でございます。（「十番」の声あり）

○議長（山口耕司） 十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範） この質問は市長には書いてなかったんですけれども、トップの市長のお考えについてお尋ねしたいと思います。

○議長（山口耕司） 太田市長。

○市長（太田好紀） 十番吉田雅範議員の質問にお答えを申し上げます。

今まで国の考え方というのが曖昧なところがあって、私たちもどのようにするのかということでも苦慮したわけでありまして、基本的な考え方で五條市は、今日の奈良新聞にも載っていましたが、奈良市の十二市の中で五市が十万円を一括給付ということが書いてありました。五條市も同じように一括して給付をしたいと、今その準備をしているところです。ただし、そうすることになりますと、最初の五万円に対しては皆さんの補正予算を組ませていただきますけれども、その後の五万円についてもまた皆さんの議会の御理解を得てこの予算の補正をしていただきたいと思っております。

以上です。（「十番」の声あり）

○議長（山口耕司） 十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範） 御回答ありがとうございました。

続いて、県外での医療費の立替払いについてお尋ねしたいと思います。

県外で子供さんが診察された場合、一時立替払いをしなくてははいけません。その対応として市は何らかの対策を講じておられるのかお尋ねしたいと思います。

○議長（山口耕司） 田中すこやか市民部長。

○すこやか市民部長（田中久美） 十番吉田議員の御質問にお答え申し上げます。

県外で受診しました未就学児及び小、中学生の医療費につきましては県内全市町村において一旦一部負担金をお支払いいただき、後日申請により口座振込で給付を行う償還方式となっております。

県外受診での窓口負担を軽減するには、医療機関等や社会保険の審査機関である社会保険診療報酬支払基金と全国的な調整や審査機関のシステム改修という大きな課題がございます。また国民健康保険の審査機関である国民健康保険団体連合会に確認したところ、対応しないとのことでありました。このようなことから現段階で市独自で県外受診の窓口負担の軽減を実施するのは困難であると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十番」の声あり）

○議長（山口耕司） 十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範） 子供さんが県外で受診されることが度々あると思うんですけども、特に五條市は和歌山県に隣接しておりますので橋本市とくに受診された場合、立替払いをしなくてはいけない、また後で振り込んでくれるという手間もあるので、これについて国の方に要望はされておるのですか。

○議長（山口耕司） 田中すこやか市民部長。

○すこやか市民部長（田中久美） 過去に国に対して要望しているのかという点につきましては、申し訳ございません、本日資料を持ち合わせておりません。

ただ議員お述べの五條市は県境のまちでございますので、橋本市での受診に関してということにつきましても和歌山県の国民健康保険団体連合会の方にも確認をいたしておりますが、和歌山県の国民健康保険団体連合会といたしましても、県以外の福祉医療費の助成制度の受診者が和歌山県内で受診しました医療費データを県外の国民健康保険団体連合会に送ることはしていないとのことでありまして、国民健康保険加入者が県外で受診された場合の現物給付というのにはできていないのが現状でございます。

申し訳ございません。これまでに要望しているかにつきましては、要望していないという現状でございます。

以上でございます。（「十番」の声あり）

○議長（山口耕司） 十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範） また今後、国民健康保険団体連合会なりいろいろ要望する箇所があると思うのですが、また五條市として要望していただきたいと思えます。特に橋本市とも連携しながらやっていただきますようお願いいたします。

続きまして、市道周辺及び通学路についてでございます。

立木またブロック塀等の管理についてお尋ねしたいと思います。

○議長（山口耕司） 平己産業環境部長（兼務） 都市整備部長。

○産業環境部長（兼務） 都市整備部長（平己富長） 十番吉田雅範議員の御質問にお答えを申し上げます。

本質問につきましては、昨日十四日平岡議員にお答えしたとおりとさせていただきます。

以上、答弁とさせていただきます。（「十番」の声あり）

○議長（山口耕司） 十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範） それ以外についてですけれども、通学路に面した民地のブロック塀等の管理について、市民の方が経済的な問題で個人が撤去できないというような場合の手だて、補助金というのはございますか。

○議長（山口耕司） 平己都市整備部長。

○産業環境部長（兼務） 都市整備部長（平己富長） 御質問にお答えを申し上げます。

市道敷の管理所管課の方ではそういった補助金等はありません。

以上、答弁とさせていただきます。（「十番」の声あり）

○議長（山口耕司） 十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範） 分かりました。

その市道上に突出した枝木の伐採について、どのような法的な根拠があるのかお示し願いたいと思えます。

○議長（山口耕司） 平己都市整備部長。

○産業環境部長（兼務） 都市整備部長（平己富長） 御質問にお答えを申し上げます。

現場に枝葉が伸びているところの法的根拠でございませうけれども、道路構造令第十二条によりまして高さ制限等を設けておりました、そこに侵入してきた枝葉につきましてはその法令によって適切に処理をするところになっております。それからそれを所有者の方に撤去いただくという所有者責任というのがございまして、それは民法第百七十七条でございまして、

以上、答弁とさせていただきます。（「十番」の声あり）

○議長（山口耕司） 十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範） そしたら市が対応するときのスケジュール感についてお尋ねしたいと思います。

○議長（山口耕司） 平己都市整備部長。

○産業環境部長（兼務） 都市整備部長（平己富長） お答えを申し上げます。

……………失礼いたしました。お答えを申し上げます。

まず所有者を調べてまして通知を行います。それから伐採というふうな手順になるかと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十番」の声あり）

○議長（山口耕司） 十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範） この質問をどうしてさせてもらうかという点、二年くらい前からですか、ナラ等の立ち枯れをよく目にするわけですが、大変それが日本全国で問題になっているわけです。今後民地であっても市道上であり、通学路の立ち枯れの場合、倒木の危険がございまして、そうした場合の対応についてですけれども、私思うのには森林環境税等がございまして、それを活用して森林組合に伐採してもらうなどがよいと思いますので、今後ともどうぞ御検討のほどをよろしくお願いいたします。

続きまして、高齢者、障がい者のごみ収集についてお尋ねしたいと思います。

ごみの収集方法と現状についてお尋ねしたいと思います。

○議長（山口耕司） 名迫あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（名迫雅浩） 吉田雅範議員の御質問にお答え申し上げます。

ごみの持ち出しが困難で、親族や近隣住民の協力が得られない高齢者や障害者の方を対に、戸別に玄関先でごみ収集を行い、また、ごみの排出がない場合は、対象者の安否確認も行うふれあい収集を平成二十五年十月から実施しております。申請は、あんしん福祉部介護福祉課と

社会福祉課で取りまとめ、ごみの収集等はエコ・リレーセンターごじようが行っております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十番」の声あり）

○議長（山口耕司） 十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範） 対象となる利用人数を教えてくださいいただけますか。

○議長（山口耕司） 名迫あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（名迫雅浩） お答え申し上げます。

まず対象者ですけれども、六十五歳以上で要介護認定二以上の方、または身体・知的精神障害の各福祉制度を受けている方で、いずれも訪問介護サービスを利用されている方です。

現在の利用者数は令和三年十一月末現在で二十四名となっております。

以上でございます。（「十番」の声あり）

○議長（山口耕司） 十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範） 今後、高齢化が進み、希望者が増加すると思われるんですけども、今後どのように考えておられるのかお尋ねしたいと思います。

○議長（山口耕司） 名迫あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（名迫雅浩） お答え申し上げます。

今後、戸別の収集が必要とされる高齢者等が増加した場合、収集業務を実施しているエコ・リレーセンターごじようとも協議しながら、対象者の要件も含め、検証してまいります。

また高齢化社会に向けて、行政サービスだけではなく、住民同士がお互いの助け合いにより、ごみ出し等の支援ができるような地域づくりに向けても、取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。（「十番」の声あり）

○議長（山口耕司） 十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範） 分かりました。

それでは収集担当をしていただいておりますエコ・リレーセンターのごじょうではどのような方策がありますか。

○議長（山口耕司）平己産業環境部長。

○産業環境部長（兼務）都市整備部長（平己富長）御質問にお答えを申し上げます。

エコ・リレーセンターのごじょうでは集積所を皆さんが利用しやすい場所に変更することや新設するなど、利用していただきやすい環境づくりを進めているところでございます。

今後はこれと並行いたしまして、福祉担当課と連携の基速やかに収集できるよう体制整備を検討してまいりたいと、このように考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十番」の声あり）

○議長（山口耕司）十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範）今おっしゃっていただきましたように、今後高齢化が進んでまいります。あんしん福祉部からは六十五歳以上で要介護認定二という方しか利用できないと、しかし要介護二以下の方も市民の方で困っておられる方、多々耳にしますので、福祉の充実の観点からも体制整備を進めていただきますようによろしくお願いいたします。

最後の質問ですけれども、指定管理の在り方についてお尋ねしたいと思います。

一般的なことをお尋ねしますので、よろしく願います。

指定管理者の選定方法についてお尋ねしたいと思います。選定委員会の評価点数のゴールラインは何点になっておられますか。

○議長（山口耕司）南理事。

○理事（南 則行）十番吉田議員の御質問にお答え申し上げます。

指定管理者につきましては、議員お述べのとおり選定委員会で審査をさせていただきます。その審査結果の点数のラインという御質問だと思っておりますけれども、具体的に点数をもって全てのラインというのは設けてございません。目安といたしまして、指定管理者制度に関する基本方針におきまして、選定委員会が一定の評価に達した団体がないと判断する場合は、候補者をなしとすることができると決められてございます。これは審査得点が七十点以下、七十点というのは一つの目安でございますが、以下であれば直ちに候補者なしということではなくて、その後、五條市指定管理者候補選定委員会条例施行規則第三条に規定のとおり、委員長は採点結果について再度委員会に図り候補者を決定す

ると定めてございますので、目安としては七十点というのがございますが、それをもって直ちに候補者となるならんが決まるものではないという制度でございます。

以上でございます。（「十番」の声あり）

○議長（山口耕司） 十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範） 今まで私は七十点以上という点数をよく聞かせていただいていたのですけれども、今理事の答弁でしたら七十点以上でも駄目な場合、また七十点に満たない場合でもよしというように聞こえたんですけれども、それでよろしいですか。

○議長（山口耕司） 南理事。

○理事（南 則行） お答え申し上げます。

事例としてそのようなことがあったかどうかというのは、全てを把握しておるわけではございませんが、そういうことでよろしいですかという問いでございましたら、そういう制度でございます。七十点以上、以下ということが、すなわち候補者になる、ならないということではないという制度でございます。

以上でございます。（「十番」の声あり）

○議長（山口耕司） 十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範） 何か曖昧なような、選定委員会というか、評価点のつけ方かなと思つてちよつと疑問に思うんですけれども……。

そしたら一者しか応募がなかった場合についてはどのような選定委員会のやり方をするのですか。

○議長（山口耕司） 南理事。

○理事（南 則行） お答えいたします。

一者の場合でございまして、選定方法といたしましては同じでございますして、選定委員会におきまして評価をしていただくということでございます。

以上でございます。（「十番」の声あり）

○議長（山口耕司） 十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範） そしたら一者しか応募がなかったという場合でも採点するというお話ですけれども、再募集をするということはないわけ

すか。

○議長（山口耕司）南理事。

○理事（南 則行）お答え申し上げます。

一者だったからといって再募集をするということはございません。

指定管理の候補者が決定しない場合につきましては、その後の対応はまた担当部局で検討することになると思いますが、場合によっては再募集することもあり得るかと思えます。

以上でございます。（「十番」の声あり）

○議長（山口耕司）十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範）普通でしたら、土木にしる建築にしる再募集をしますよね。再募集をしてなかつ一者しか応募がなかった場合にはその一者に選定されるわけとちがうのですか。

○議長（山口耕司）南理事。

○理事（南 則行）お答え申し上げます。

指定管理者の候補者選定におきましては、一者しか応募がなかったからということでは再募集をする制度にはなっていないと思いません。以上でございます。（「十番」の声あり）

○議長（山口耕司）十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範）分かりました。

そしたら私の認識も変えらなかんと思います。

もし仮に、全く性質の異なる貸館施設と法令遵守しなければならない社会教育施設をまとめて選定委員会で評価することはあるのですか、ないのですか。

○議長（山口耕司）南理事。

○理事（南 則行）お答えいたします。

選定委員会につきましては、市の方からこういう施設の指定管理について選定を依頼するものでございますので、市からそのような依頼が



ございましたら、当然選定委員会ではそういった施設についての候補者の選定をしていただくものというふうに理解してございます。以上でございます。（「十番」の声あり）

○議長（山口耕司） 十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範） 私は少し無理があるのではないかなと申し上げて、一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（山口耕司） 以上で、十番吉田雅範議員の質問を終わります。

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、十時四十五分まで休憩します。

午前十時三十二分休憩に入る

午前十時四十五分再開

○議長（山口耕司） 休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

この際、申し上げます。

議員各位の質問並びに理事者側の答弁の際はマスクをつけたまま御発言いただき、明瞭、的確をお願いいたします。

次に、八番福塚 実議員の質問を許します。八番福塚 実議員。

〔八番 福塚 実質問席へ〕

○八番（福塚 実） それでは議長の発言許可をいただきましたので、福塚 実、一般質問をさせていただきます。

去る十一月二十一日、無事に当選させていただきました。市民の負託を受けた責任重い市議会議員でございます。市民の皆様には本当に感謝申し上げます。これも身が引き締まる思いで五條市政のために精いっぱいこれからも努力してまいりたいと思っておりますので、どうかよろしくお願いいたします。

まず一番、市道の整備について。

二番、教育環境について。

三番、コミュニティバスの運行について質問させていただきます。  
まず市道の整備について。

(一)の倒木や雑草の状況について質問させていただきます。

ここ近年では、市道や歩道の植栽や雑草による増殖で、車両の走行に弊害が増えてきています。道路の標識などの認識に弊害や歩行者の弊害につながる場所が多数見受けられます。また道路や歩道に飛び出た木々や雑草が手入れされず放置している箇所が数多く見受けられます。

そのような状況の中で、どのように市は考えているのか、これは先ほど議員が、昨日も雑草や倒木のことであるという質問されましたけれども、どのようにされているのかお答えください。

○議長(山口耕司) 平己産業環境部長(兼務) 都市整備部長。

○産業環境部長(兼務) 都市整備部長(平己富長) 八番福塚議員の御質問にお答えを申し上げます。

基本的には昨日十四日、平岡議員にお答えしたとおりでございます。

ただ倒木につきましては、所有者不明の物件と同じ扱いというところでございまして、市による撤去作業を行います。雑草につきましては、立木の管理と同様に民地内と判明した場合、所有者に対応をお願いしているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。(「八番」の声あり)

○議長(山口耕司) 八番福塚 実議員。

○八番(福塚 実) それでは、歩道の安全対策で高さ制限や、車道での高さ制限等があるのかお答えください。

○議長(山口耕司) 平己都市整備部長。

○産業環境部長(兼務) 都市整備部長(平己富長) 御質問にお答えを申し上げます。

ただいまの御質問に対しましても、先ほど吉田雅範議員にお答えさせていただいたとおりでございますが、道路構造令第十二条によりまして高さ歩道部分は二・五メートル、車道部分は四・五メートルというところで高さ制限がございまして、

以上、答弁とさせていただきます。(「八番」の声あり)

○議長(山口耕司) 八番福塚 実議員。

○八番(福塚 実) 私も選挙活動中いろんなところを回らせてもらった中で、雑草が生えてきて車道に飛び出ているという状況の中で、街頭宣

伝であったり、歩いている方に大変不便をかけていると、また車椅子の方やつえをついている高齢者の方々にとっては雑草等が引つかかったりして転倒の危険があるということで大変難しい問題かなと思っております。私ら、五條市でもそうですけれども美化運動等で整備はされていると思うのですが、やはり整備の行き届かない場所が多数あると思うのです。私も、町内でもそうですけれども、溝であったり雑草によって車が引つかかったり、また雨の日に枝が屋根に落ちてくるとか、そういう箇所が多数あります。放置している箇所について、所有者が身体的な理由であったり、五條市に生まれてなくて遠方におられる方は連絡しても対応ができないと思うのですけれども、その辺についてはどのように考えているかお答えください。

○議長（山口耕司）平己都市整備部長。

○産業環境部長（兼務）都市整備部長（平己富長）御質問にお答えを申し上げます。

基本的には所有者責任ということでございますので、そういった場合には委託等によりまして処理をしていただくと、こういうふうになるかと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「八番」の声あり）

○議長（山口耕司）八番福塚 実議員。

○八番（福塚 実）根本的な解決は所有者に任せるということですが、所有者がおられないとか、不明の場合はどこかで市が助けるなり、また倒木や雑草を整備しても処分場所とか、そういうふうなものも問題になってくると思うので、それも今後五條市の景観を保つためにも必要だと考えるのですけれども、その辺はどうですか。

○議長（山口耕司）平己都市整備部長。

○産業環境部長（兼務）都市整備部長（平己富長）福塚議員の御質問……、再度の質問、ちょっと聞き逃しました、申し訳ございません。もう一度、よろしくお願いいたします。

○議長（山口耕司）八番福塚 実議員。

○八番（福塚 実）所有者不明とかそういう部分について対応ができない場所ありますでしょうか、そのような場合はどのように対応されるか。

○議長（山口耕司）平己都市整備部長。

○産業環境部長（兼務）都市整備部長（平己富長）申し訳ございませんでした。御質問にお答えを申し上げます。

先ほど所有者不明の場合は御質問にお答えさせていただきましたとおり、倒木と一緒にございまして、市による撤去作業を行うということでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「八番」の声あり）

○議長（山口耕司）八番福塚 実議員。

○八番（福塚 実）大変苦勞をかけると思いますが、五條市、歩道等もありまして高齢者の方も増えています。私も選挙中、車椅子で投票所に行くという御年配の方をお見受けしましたけれども、歩道を通るにしても草が生えていて大変歩きづらいという話も聞かせていただきました。そのような方々の安全のためにも市が何とか力を貸していただいて、行政サービスという面でも御尽力いただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

続いて、（二）の市道の水路について質問させていただきます。先ほどの雑木や雑草の問題とリンクするのですが、市道に隣接する水路もですが、水路に生えた雑草や落ち葉等により排水に不具合が出たり車道と水路が区別できないようなところがあるのですが、その対策、また管理についてお答えください。

○議長（山口耕司）平己都市整備部長。

○産業環境部長（兼務）都市整備部長（平己富長）御質問にお答えを申し上げます。

市道の水路につきましては、その用途により管理者に維持管理の協力を得る場合がございます。

また、道路排水機能に限定されている場合には、市により維持管理を行います。

以上、答弁とさせていただきます。（「八番」の声あり）

○議長（山口耕司）八番福塚 実議員。

○八番（福塚 実）この市道の水路、よく御存じだと思いますが、上野町の方でも一部はきれいにされているのですけれども、一部溝にまで土砂が入って、その溝から入った土砂から草であつたり雑木であつたり生えて、水路と道路の区別がつかない、また上野町以外にもそういうところが見受けられるのですけれども、それは自治会が市に撤去を申し出るのか、またそれは自治会の方で撤去しなければならないのか、その辺はどうなのでしょうかね。

○議長（山口耕司）平己都市整備部長。

○産業環境部長（兼務）都市整備部長（平己富長）御質問にお答えを申し上げます。

まず水路の用途でございませけれども、例えば農業用水路と兼ねている場合につきましては、水利組合の方々をお願いをすることもございます。個人の所有する水路である場合には当然市の管理の対象外というふうになります。

道路の排水のみの水路機能が詰まっている場合につきましては、これは当然市の対応ということになります。

以上、答弁とさせていただきます。（「八番」の声あり）

○議長（山口耕司）八番福塚 実議員。

○八番（福塚 実）私ども阪合部地域においては農家が多いということで、水路が割と管理されていると思うのですが、やはり行き届かない場所もあったり、またその水路に土砂が詰まって、奉仕とかでも作業するのですけれども半日以上かかったり、大変苦勞する部分がございます。その辺も市で何とかサポートできるように、スコップやくわで取れるんだったらいいんですけども、大雨の後、重機を持ってこなければならぬ場合もございますので、その辺も市のサポートをどうかよろしくお願いいたします。

続きまして、（三）のグリーンベルトの管理について質問させていただきます。本来、小、中学生の通学路に指定されている箇所を整備されたグリーンベルトですが、これも小、中学生の児童・生徒の安全対策の一環としてお願いして整備されたのですが、学校適正化による統合により通学路の指定から外れる箇所があると思いますが、このグリーンベルトの位置付けはどのようになるのかお答えください。

○議長（山口耕司）中本教育部長。

○教育部長（中本賢二）八番福塚議員の御質問にお答え申し上げます。

グリーンベルトは、通学路におきましてドライバーが車道と路側帯を視覚的に、より明瞭に区分できるようにして交通事故を防止することを目的として設置しているものでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「八番」の声あり）

○議長（山口耕司）八番福塚 実議員。

○八番（福塚 実）歩道と車道の区別ということとでされているのですけれども、そのグリーンベルトが本来であれば通学路という指定の場所に施工されたということですが、外れたところと今後また整備されて通学路と指定される場所は変わってくると思うのですけれども、その辺はどのように考えておられるのかお答えください。

○議長（山口耕司） 中本教育部長。

○教育部長（中本賢二） 廃校になりました学校のグリーンベルトにつきましては、今後も安全性を確保するため存続してまいりたい、そのように考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「八番」の声あり）

○議長（山口耕司） 八番福塚 実議員。

○八番（福塚 実） 本来、色分けなり、安全帯としてグリーンベルトを置いておくのはよく分かるのですけれども、北宇智地区の方でも阪合部地区の方でもグリーンベルトのラインがあつて、安全に子供たちが…、安全とは言えないんですけれども、ドライバーから見えて通学路の認識の中でグリーンベルトに踏み込まないような車の運転ができていのではないかなと思うのですけれども、やはり今度通学路として新たに指定された場所については、グリーンからベージュに変えるとか、そういうふうな形はないのですか。色を変えるとか、指定された場所がまた変わってくると思うのですけれども、その辺はどうですか。

○議長（山口耕司） 中本教育部長。

○教育部長（中本賢二） ただいまの御質問ですけれども、まずグリーンベルトと言ひまして、恐らくグリーンというのは緑という部分での名称がついているかと思ひます。先ほど御答弁させていただいたように、こちらが車道と歩道とを区別する部分でございます。そういった意味合いで一つの色、統一した色で行うというのはドライバーにとりましても、…ややくしくはないとか、グリーンというのはこういういったところやなどという目的がはっきりしておるといふことで、現在のところは我々としてましては、グリーンで対応していきたい、そのように考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「八番」の声あり）

○議長（山口耕司） 八番福塚 実議員。

○八番（福塚 実） 子供の通学路の点検もされたということなので、新たに通学路の指定が増えた場所はあるのですか。その辺はどうですか。

○議長（山口耕司） 中本教育部長。

○教育部長（中本賢二） 通学路のグリーンベルトの設置も含めまして安全対策につきましては、毎年行っております五條市通学路安全推進連絡協議会という組織がございます。そちらの方でしっかりとグリーンベルトも含めまして、安全対策を行っているところがございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「八番」の声あり）

○議長（山口耕司）八番福塚 実議員。

○八番（福塚 実）グリーンベルト、きれいに保持をさせていただいて、あれも劣化してくるものですので、今後その対策をよろしくお願いしておきます。

続きまして、二番の教育環境について質問させていただきます。

まず（一）のタブレット端末の使用状況についてです。タブレット端末の使用状況について、どのように活用しているのかお答えください。

○議長（山口耕司）中本教育部長。

○教育部長（中本賢二）八番福塚議員の御質問にお答え申し上げます。

本市では令和二年十一月から順次全ての学校に一人一台のタブレット端末一千八百六十二台を導入し、そのための高速大容量の校内LAN整備を進めてまいりました。そうした中、教育向け協働学習支援ツールや授業支援ソフトを使用するためのアカウントを一括して配布しております。

本市における小、中学校のタブレットの活用状況でございますけれども、市のICT活用計画及びタブレット配備状況を踏まえた推進計画では、二〇二一年十月までに各学年において週二回から三回以上、十一月からは一日一回から二回程度活用するよう周知しています。

授業ではその内容に合わせて子供たちに課題を配布したり、個々の意見を提出させて全体で共有したり、調べたことをまとめて提出させたりするなど、さまざまな場面で活用を図っているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「八番」の声あり）

○議長（山口耕司）八番福塚 実議員。

○八番（福塚 実）市のICT計画というのは、私は余り詳しい内容を理解していないのですけれども、市のICT活用計画はタブレット端末を使ったICT教育、これまでの授業と異なる部分があります。一つは分かりやすい授業の実現で、もう一つは二十一世紀へのスキルへの対応です。従来の教育では、いかに大量の知識を暗記できるかに重きを置かれていました。私が子供のころは暗記、暗記という形で、数学であろうと英語であろうと暗記ばかりでしたけれども、今現在、知識や情報をインターネットで幾らでも手に入られるようになり、膨大な知識や情報の中から必要なものを選ぶ情報活用能力や想像力の育成が急がれています。また従来のような教師が生徒への一方向の授業ではなく、

生徒、友人、教師との双方向授業、アクティブ・ラーニングのツールとしての有効な授業の向上が期待されています。その中で、五條市においてその基本計画、その内容についてはどのような内容なのか、簡単でよいので教えていただけますか。

○議長（山口耕司） 中本教育部長。

○教育部長（中本賢二） 基本計画でございますけれども、先ほど申し上げましたように一人一台のタブレットを全児童、生徒に配布をし、それを基に最新の双方向、学校では一方向になったりするのでございますけれども、例えば自宅に帰ったときに双方向でできるとか、そういった部分でいろいろ取りまとめ等をやっていく、今まででしたら例えば黒板に書いておる情報であっても先生の方が一斉に児童、生徒らに提案を出して、その回答を個々に見ると、そういったことも可能になってきております。

そういったことで、個々の回答能力等もいろいろ分かるわけでございますけれども、最新技術を使いまして、スピーディーに授業をやっている、そういった計画になっておるところでございます。

以上でございます。（「八番」の声あり）

○議長（山口耕司） 八番福塚 実議員。

○八番（福塚 実） 文部科学省の指針であるんですけども、小学校のときは情報手段を適正に活用できるようにするための学習活動というふうになっておりました、また文章を編集したり図表を作成したりする学習活動、さまざまな方法で文字や画像など情報収集して調べたり比較したりする学習活動、また情報手段を使って交流する学習活動、調べたものをまとめたり発表したりする学習活動、またその小学校のタブレット端末を使った中で、基本的な操作を覚える電子ファイルの保存の仕方、インターネットの閲覧や電子メールの送受信のやり方、またその情報モラルというのも教育の中に入れておりました、情報発信による他人や社会への影響について考えさせる学習活動、ネットワーク上のルールやマナーを守ることの意味について考えさせる学習活動、続いて情報には目的の権利があることを考えさせる学習活動、また情報には誤ったものや危険なものがあることを考えさせる学習活動、続いて健康を害するような行動について考えさせる学習活動というのが小学校であるのです。

また続いて、連携して慣れ親しまれる小学校から中学校に引き継ぐ部分におきましては、中学校では情報手段を適切かつ主体的、積極的に活用できるようにするための学習活動、課題を解決するため自ら効果的な情報手段を選んで必要な情報を収集する学習活動、様々な情報の中から収集した情報を比較し必要とする情報の信頼できる情報を選びとる学習活動、そして情報手段を用いて処理の仕方を工夫する学習活動、



これはプログラミングとかも入ってくると思うのですけれども、また自分の考えなどが受け手に伝わりやすいように表現を工夫して発表したりの情報発信する学習活動、これも中学校も情報モラルという部分でネットワークを利用する上での責任について考えさせる学習活動、基本的なルールや法律を理解し違法な行為をもたらす問題について考えさせる学習活動、知的財産などの情報に関する権利を尊重することの大切さについて考えさせる学習活動、トラブルに遭遇したときの主体的な解決方法について考えさせる学習活動、基礎的な情報やセキュリティ対策について考えさせる学習活動、健康を害するような行動について考えさせる学習活動、これは文部科学省の指針でこういうふうに小学校と中学校、情報モラルの受け取り方も少しずつ変わってきてレベルアップするような形でやっております。

そのような形の中で、五條市も進んでいって思っているのですけれども、やはりタブレット端末を導入して間がないということになかなか効果的なことができていくかというのは、私は不安ですけれども、その辺も今後努力していただいて、そういうふうなスキルを持った先生がおられれば一番いいのですけれども、そのような先生は今どのような状況で配置されているのですか。もし分かれば教えてください。

○議長（山口耕司） 中本教育部長。

○教育部長（中本賢二） スキルを持った先生がどのくらいかという御質問かと思いますが、実際問題、二、三年前からタブレット端末が配布されております。全ての教師がパソコンというか、そういうものにたけているわけではございません。ただしそういった中で、教育委員会としましても支援員等を学校に送ったりしながら、随時先生方のスキルアップを図っておる、そういった状況でございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「八番」の声あり）

○議長（山口耕司） 八番福塚 実議員。

○八番（福塚 実） それでは次の二番のタブレット端末のデータ管理について質問させていただきます。まずはタブレット端末のデータ管理やアプリのダウンロード、アカウントの活用についての取組についてお答えください。

○議長（山口耕司） 中本教育部長。

○教育部長（中本賢二） 福塚議員の御質問にお答え申し上げます。

子供たちは、授業でタブレット端末を使ってデータを使用する場合、個人に与えられたアカウントで入り、個人が作成したデータはGoogle社のドライブに保存され、原則本人しか見ることができません。授業においては子供たちが作成した作品やデータを教員に提出することで、教員と子供の情報共有ができています。

また、管理者の権限により、子供たち自身が任意でゲームなどのアプリをダウンロードできない設定となっています。さらに有害なサイトにはアクセスできないようフィルタリングをかけている状況でございます。

また、配布されたアカウントにつきましては、県内の公立小、中学校から、県立高等学校へと引き継がれます。個人が使うアカウントの権限は、県内の公立学校に在籍する期間において、使用が可能となっている状況でございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「八番」の声あり）

○議長（山口耕司）八番福塚 実議員。

○八番（福塚 実）先ほど部長が言いました管理者の権限により子供自身が任意でゲームのアプリをダウンロードできないとなっておりますけれども、その管理者の権限というのは、管理者は保護者なのか教師なのか学校なのか、それは管理者というのは誰になるのですか。

○議長（山口耕司）中本教育部長。

○教育部長（中本賢二）御質問にお答え申し上げます。

こちらの方の管理者につきましては、教育委員会の方になっておる状況でございます。

……失礼しました、学校でございます。訂正させていただきます。（「八番」の声あり）

○議長（山口耕司）八番福塚 実議員。

○八番（福塚 実）管理者が学校ということは、アカウントが県立の高等学校にまで引き継がれるということでしたけれども、フィルタリングの強度であったり、調べ物によって小学校で中学校、高校生になったときに、県内の高校生にはそういうふうに引き継がれるのですが、私立の高校生にも引き継がれるような形になるのかどうかお答えください。

○議長（山口耕司）中本教育部長。

○教育部長（中本賢二）現在のところ、私立では活用できない状況でございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「八番」の声あり）

○議長（山口耕司）八番福塚 実議員。

○八番（福塚 実）せっかくデータ、クラウドに保存するということですが、自分が課題で集中的に取り組んだ課題がもしあるとすれば、そういうふうなものは今後有効に子供たちが使っていけるのかなと思うのですけれども。そのアカウントのフィルタリングの強度がどのよう

な形になっているのか分からないんですけども、やはり調べ物によってはフィルタリングを外すとか、そういうことは可能なのか。中学校を出てから高等学校に入ったときにそのフィルタリング機能は学校が外すのかどうか、調べ物によって変わってくると思うのですけれども、その辺はどうなのですかね。

○議長（山口耕司） 中本教育部長。

○教育部長（中本賢二） 個別の小学校であったり中学校であったり、あるいは高等学校であったりとかという部分で捉える有害なサイトという部分であれば各々変わってくるのかなあとという部分では認識しておるところでございます。具体的にどんな形をとというのは把握しておらないんですけども、そういうふうには思っております。

以上、答弁とさせていただきます。（「八番」の声あり）

○議長（山口耕司） 八番福塚 実議員。

○八番（福塚 実） そういうふうに行く行くはなっていくのかなと思います。それが高等学校からのアカウントがまた大学に行ったときの、それが引き継がれるのかどうかもその辺は分からないのですけれども、そのような形で継続的に自分のスキルアップのために子供ができるのであれば、そういうふうなことを今後検討する課題ではないかなと思いますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、（三）のWi-Fi環境についてですけれども、学校のWi-Fi環境は体育館などでも整っているのかお答えいただけますか。

○議長（山口耕司） 中本教育部長。

○教育部長（中本賢二） 福塚議員の御質問にお答え申し上げます。

現時点では体育館や野外でのWi-Fi環境は整っておりません。

授業ではWi-Fiにつながっていない場所においても、タブレット端末を活用して写真撮影や動画撮影が行えるので、その結果をその場で確認したり、またインターネットのつながる教室に戻ってからドライブに保存したり教員に提出したりすることができる状況でございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「八番」の声あり）

○議長（山口耕司） 八番福塚 実議員。

○八番（福塚 実）これも一市民から言われて、子供が入学して教室等でタブレット端末を使って授業をすることを思っていましたけれども、体育館であったり運動場であったり、体育の授業であったりするのですけれども、その中で端末を使って授業、動画撮影をしたり写真撮影をしたり、そういうような形の中でタブレット端末のWi-Fi環境が体育館でも今後必要ではないかなという話をされましたので……。タブレット端末だけで録画して教室に戻ってその動画、写真等を見ながら授業を進める、そういう形になっていくのですかね。その辺お答えください。

○議長（山口耕司） 中本教育部長。

○教育部長（中本賢二）現在の状況につきましては先ほど御説明させていただいた状況でございます。

今後におきましては、いろんな部分での学校全体での環境整備も含めまして、また現状の予算等も鑑みながら整備検討の方は進めていきたい、そのように考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「八番」の声あり）

○議長（山口耕司） 八番福塚 実議員。

○八番（福塚 実）タブレット端末をいきなり一千八百六十二台も導入して、維持管理等も大変だと思えます。

その中で、タブレット端末が故障したり破損したりした場合は、その辺はどういうふうになるのか、その辺もこの前保護者の方から聞かれたので、もし持ち帰って破損してしまったりした場合はどうなるのかを答えてもらえますか。

○議長（山口耕司） 中本教育部長。

○教育部長（中本賢二）一人一台のタブレット端末を持ち帰り等、当然行っておるところでございます。そういった中で、破損等につきましての対応でございます。保険等での対応を今現在はおるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「八番」の声あり）

○議長（山口耕司） 八番福塚 実議員。

○八番（福塚 実）これも総務省のIGAスクール構想から前倒しして進めてICTが五條市は割と早く導入されて進んできたと思えます。

その中でやはりこれから子供たちが有益な形の中でICTを、タブレット端末を使った授業ができるように、さらなる努力をしていただきたい。

またタブレット端末であったり携帯電話であったりパソコンであったり、私らも使い出してまだ十年そこそこ、不慣れな部分がありまして、

子供の方がスキルは高くなってくるのではないかなと思います。逆に子供について行く方がしんどいのではないかなと思うのですけれども、やはり教育委員会なり学校の教師がさらにスキルアップして子供のスキルについていけるような形でやっていけたらなあと思っております。

また昨今、タブレット端末を使って出会い系サイトであったりそういうふうな事例も、事故や事件に巻き込まれるということもあります。その中で、先ほど言わせていただきましたように子供の情報モラルという部分で、やはり自分もモラルを守らなアカンけれども他人を危険にさらす場合もあるとか、また自分の身に危険が迫る部分があるという部分で、この辺はしっかりと子供のうちに教育していただきたい。私もまだ使い出して間がないので、その情報モラルであったり倫理観の問題であったり、個人情報情報の取扱いについても大変難しい部分があります。これからそういうふうな形の中を子供たちにしっかりと教育できるような環境を整えていただきたいと思いますので、教育長、何か思いがあればよろしくお願いします。

○議長（山口耕司）堀内教育長。

○教育長（堀内伸起）八番福塚議員の御質問にお答え申し上げます。

今いろんな観点からお話をいただきました。私たちはおっしゃっていただいた部分を大事にしながら進めていかなければならないというのを原則的に思っています。ただこのGIGAスクール構想にありますICTの活用、ICTはだんだんレベルが上がってまいります。それに私たちは追いついていかなければいけないのですけれども、大事にしなければいけないのは、全てICTが授業の代わりをしていくとは私たちは考えておりません。あくまでも対面の学習、今までやってきた対面の学習とICTを使った学習が、いわゆるハイブリットのようにつながりながら学習活動やっていると、これが一つの原則であります。

今現在、先ほどから部長の方から種々回答させてもらいましたけれども、学校やまた先生によってその差があるのも事実です。これもしっかり高めていかなければなりませんので、研修等で高めていきたい、こういうように思っています。

何よりも子供たちが教育的に、また健全にICTを使うことによつて、学習効果を上げていくこと、また子供たちの資質を上げていくことにつながるような、そういう方向でこれからも教育委員会として、学校と連携をとりながら、また地域や保護者の方と連携をとりながら進めてまいりたいと思っております。

以上、見解を申し上げます。ありがとうございました。（「八番」の声あり）

○議長（山口耕司）八番福塚 実議員。

○八番（福塚 実）心強い言葉ありがとうございます。

これから寒くなつてインフルエンザ感染等も増えてきて、学校が休校になったりしたときにこういうタブレット端末も今後有効に使えるのかな、またコロナ禍で休校になった場合もこういうタブレット端末、また病気、事故等で入院された子供もタブレット端末を使って授業に参加できるとかいう形が今後整っていけば、子供たちが誰一人取り残されることなく公平に授業、勉強等ができるように、よろしく願いしておきます。

続きまして、三番のコミュニティバスの運行について質問させていただきます。

（一）の利用状況についてお答えください。

○議長（山口耕司）井上市長公室長。

○市長公室長（井上 昭）八番福塚議員の御質問にお答え申し上げます。

令和二年度の年間実績については、コミュニティバス五條コースは、平日のみ一日計二十九便運行し、延べ二万九千四百八十四人の利用がありました。コミュニティバスなつみ台継続便は牧野小学校開校日のみ一日三便運行し、延べ一万八千八百八十八人の利用がありました。コミュニティバス西吉野コース勢井方面は月曜日から土曜日まで一日四便、松川迫方面は月曜日、水曜日、金曜日に一日二便運行し、延べ七百三十五人の利用がありました。コミュニティコース大塔コースは舟ノ川バスが月曜日から日曜日まで一日六便、ふれあいバスが平日のみ一日十一便運行し、延べ八百三人の利用がありました。

デマンド型乗り合いタクシー等は平日のみ一日四十四便が予約に基づき運行し、延べ一万三千二百十九人の利用があり、それら合計で六万二千三百二十九人の利用がありました。

なお運行内容については、令和三年十一月十日付で改正となっております。

以上、答弁とさせていただきます。（「八番」の声あり）

○議長（山口耕司）八番福塚 実議員。

○八番（福塚 実）このコミュニティバス、またデマンド型乗合タクシー、延べ六万二千三百二十九人の利用ということで、市としてはだんだん定着してきているのではないのかなと思います。

この利用状況についてですけども、私がちょっと回ってきた中で言われたんですけども、コミュニティバスの場所によるのですけれど

も、バスの停留所が自分の自宅から遠いということで大変苦勞されているという方がおられました。それは北宇智の近内町の方ですけれども、数名の方からそういう話を聞かせていただきました。現在、近内町の停留所はどこにあるのかお答えいただけますか。

○議長（山口耕司）井上市長公室長。

○市長公室長（井上 昭）お答え申し上げます。

ゴーちゃんタクシー北宇智方面コースの停留所は、近内町は一所、近内町の県道富田林五條線と京奈和自動車道の間になります。以上、答弁とさせていただきます。（「八番」の声あり）

○議長（山口耕司）八番福塚 実議員。

○八番（福塚 実）近内町の方から聞かせていただいた話ですけれども、停留所が住宅密集地からちょっと離れたところにあります。確かに道は広くて交通に支障がないような場所だとは私は思うんです。やはり住宅密集地、藤岡邸かその上にあるお宮さんの近くに停留所を設けていただければ歩くのも近くなるし、足腰弱い方四、五人の方が集まっておられます。そういう話をさせていただきました。そのコースについても、今後検討する必要があると思うのですけれども、その辺はどうですか。

○議長（山口耕司）井上市長公室長。

○市長公室長（井上 昭）御質問にお答え申し上げます。

北宇智地区は令和三年十一月十日の改正により、これまでのコミュニティバスB系統に代わり、ゴーちゃんタクシー北宇智コースの運行となりましたが、近内町の停留所の位置については、元のコミュニティバスの停留所とさせていただいたところです。

今回、ゴーちゃんタクシーの導入に当たっては、これまでのコミュニティバスの利用状況、利用者や地域住民の声などを踏まえ、まずは現行の形でスタートさせていただいたところでございます。引続き運行の中で、出てきた課題や地域の意見を踏まえ停留所の位置についてはできる限り改善に取り組んでまいります。

なお停留所の移設、増設等については民間事業者への影響や道路交通の安全性の確保等を踏まえながら五條市地域公共交通会議で協議することとなっております。

以上、答弁とさせていただきます。（「八番」の声あり）

○議長（山口耕司）八番福塚 実議員。

○八番（福塚 実）利用場所が住宅密集地にあれば利用する方々も増えてくる、そして住宅から離れたところに停留所があるよりは住宅に近いところに置いてもらう方が近隣の方々は利用しやすいということなので、今後検討課題に入れていただいて、一人でも多くの方が利用できるようなよろしくお願いいたします。

続きまして、（二）の南奈良総合医療センターへの利用について質問させていただきます。これも市民にお伺いしたことですけれども、年金生活者にとって乗り継ぎで五條バスセンターまで二百円、五條バスセンターから南奈良総合医療センターまで二百円、片道四百円かかるわけでございます。そしてこれが往復で八百円、週一回の利用で月三千二百円、またそこに買い物などを利用すればさらに負担が増えるということでございます。そして帰りのバスによって家まで帰る手段がない場合はタクシーを呼んで、またさらに負担が増えるということでも、現状において高齢者向けの支援制度はないのかお答えください。

○議長（山口耕司）井上市長公室長。

○市長公室長（井上 昭）福塚議員の、現状に応じて高齢者の負担について御説明いたします。

現在コロナ禍における市民への支援といたしまして、市が運行するゴーちゃんバス、コミュニティバスやゴーちゃんタクシー、予約制乗合タクシーの運賃については、令和三年四月二十四日から令和三年十二月末の運行まで無料で御利用いただいております。

そのほかの支援といたしましては、運転免許証を自主返納し、運転経歴証明書の交付を受けている六十五歳以上の方を対象に一人一回に限りゴーちゃんバス等で利用できる回数乗車券一冊十一枚つづり二千円を五冊ずつ交付する事業を実施しております。

以上、答弁とさせていただきます。（「八番」の声あり）

○議長（山口耕司）八番福塚 実議員。

○八番（福塚 実）六十五歳以上の方、また運転免許証を返納された方にバスが利用できる回数券二千円を五冊で一万円が利用できるということですが、これも一時的なもので、継続的な利用につながるかは考えにくい部分がございます。

高齢者の方で他人に迷惑をかけないために運転免許証を返納された方々、また子供の説得によって運転免許証を返納されて被害者にも加害者にもならないようにされた方がたくさんおられると思います。その中で、今後フリー乗車券というのですかね、高齢者、年金生活者にとつて、また生活保護の方もおられると思うのですけれども、そういう方々にとって病院通いがスムーズに行えるように、負担を減らすような何らかの施策が必要だと思うのですけれども、その辺は今後何か取組等、考えていることがあればお答えください。



○議長（山口耕司）井上市長公室長。

○市長公室長（井上 昭）御質問にお答え申し上げます。

乗り継ぎ負担の軽減を目的にゴーちゃん交通計画に位置付けられております一日フリー乗車券につきましては、その導入に向け引き続き関係機関と現在協議しております。

以上、答弁とさせていただきます。（「八番」の声あり）

○議長（山口耕司）八番福塚 実議員。

○八番（福塚 実）その負担を減らす意味では一日フリー乗車券、他市でも取り入れているところがございます。そういうような形の中で、財源も必要ですけれども、高齢者や生活支援が必要な方々、また年金生活者の方々の負担を減らす意味でも一日フリー乗車券、幾らになるのか分からないのですけれども、少しでも負担を減らせるように……。南奈良総合医療センターに通われている方が一月大体往復三千二百円という事なので、せめて半額ぐらいになるような形で考えていただけたらありがたいと思いますので、その辺どうですか。

○議長（山口耕司）井上市長公室長。

○市長公室長（井上 昭）議員の今のお言葉を大切に、しっかりと考えていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「八番」の声あり）

○議長（山口耕司）八番福塚 実議員。

○八番（福塚 実）せっかくゴーちゃんタクシーなり、コミュニティバスが定着しておりますので、利用向上、そして皆様の利便性のために今後よろしく願っております。

以上をもちまして、福塚 実の一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（山口耕司）以上で、八番福塚 実議員の質問を終わります。

昼食のため、午後一時まで休憩いたします。

午前十一時三十四分休憩に入る

午後零時五十九分再開

○議長（山口耕司）休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

この際、申し上げます。

議員各位の質問並びに理事者側の答弁の際はマスクをつけたまま御発言いただき、明瞭、的確にお願いいたします。

次に、一番齋藤有紀議員の質問を許します。一番齋藤有紀議員。

〔一番 齋藤有紀質問席へ〕

○一番（齋藤有紀）議長からのお許しをいただきましたので、通告に従いまして一般質問を始めさせていただきます。

まず十一月の五條市議会議員選挙にて初当選をさせていただきました。今後は市民の皆様の負託と信頼に応えるため、そして市政発展のため、しっかりと勉強をさせていただきますと思います。

皆様どうぞよろしくお願いたします。

初めての一般質問ですので、不慣れなところも多々あると思いますが、どうぞよろしくお願いたします。

さて、今回は五條市議会議員選挙で訴えた政策課題といただいた要望を質問とさせていただきます。

一つ目、五條市における地方創生について。

二つ目、無料通信アプリLINEの活用について。

三つ目、地域防災の体制について、この三点を私からの質問とさせていただきます。

それでは、まず一つ目の質問です。

五條市における地方創生についてお伺いいたします。平成二十六年に第二次安倍内閣で提唱され、東京の一極集中の是正、地方の人口減少に歯止めをかけるということと日本全体の活力を上げ、地方の活性化につながることを目的とした一連の施策でございますが、五條市における地方創生の具体的な取組をお伺いいたします。

○議長（山口耕司）井上市長公室長。

○市長公室長（井上 昭）一番齋藤議員の御質問にお答え申し上げます。

五條市における地方創生は本市の最上位計画である五條市ビジョンに地方創生総合戦略を組み込み五つのプロジェクトを推進しております。そのプロジェクトを御説明申し上げますと、一つ目の子ども・子育て支援プロジェクトでは、例えば認定こども園整備事業において子供の健全やかな育ちに必要な集団規模を確保することにより就学前教育・保育の充実を図るほか、ゼロ歳児保育・幼児保育の受入れ体制を整え子育て支援の充実を図っております。

二つ目の女性定住促進プロジェクトでは、例えば主婦や学生が在宅でも収入を得る手段を増やすため、WEBライター養成講座を実施しており、国が進めているデジタル化の流れも注視しながら今後も受講者を増やす取組を進めてまいります。

三つ目の地域商社促進プロジェクトでは、例えば地域商社事業において大塔町内の指定管理施設の経営改善を図りながら、さんま寿司等の新商品開発や地域内の様々な資源や魅力を組み合わせたツアー商品の開発なども検討しています。

四つ目の関係人口創出プロジェクトでは、例えばふるさと納税の推進により今年度の寄附額が過去最高額に達しております。今後は体験型返礼品の充実等により、実際に五條市に来ていただけるように進めてまいります。

五つ目の地域コミュニティ活性化プロジェクトでは、例えば自治振興事業により自治会の安定的な運営が行われ、災害時や緊急時の互助、共助体制にもつながります。

今後さらなる人口減少や高齢化が進む中、地域コミュニティの維持、活性化がさらに重要になると認識しております。

以上、答弁とさせていただきます。（「一番」の声あり）

○議長（山口耕司） 一番斎藤有紀議員。

○一番（斎藤有紀） ありがとうございます。

答弁いただきました五條市ビジョン第四條の説明の中にもございましたが、ふるさと納税事業についてお伺いをいたします。

地方創生への取組の中でも、やはり財源の確保はとても重要な課題であると考えますが、五條市でも人口減少が進み加速する少子高齢化が自治体の税収減をもたらしているという状況でございます。

今後、さまざまな工夫を凝らして歳入を確保する必要があるのではと考えています。

現在も五條市でふるさと納税事業を進めていただいています。また今年度の寄附額は過去最高であったと、そういった情報もいただきまして、やはりみずから財源を確保できる自治体として生き残るためには、このふるさと納税事業を進めていただけたらと思います。

そしてまた地方創生の実現に向けて財源確保、地域経済の活性化につながると考えますが、ここでふるさと納税の五條市の現状と直近の過去の寄附実績をお聞かせいただけますか。

○議長（山口耕司）井上市長公室長。

○市長公室長（井上 昭）御質問にお答え申し上げます。

まずふるさと納税の内訳でございますが、仕組みとして簡単に御説明しますと、寄附額の約四五パーセントが五條市の実収入と見込んでおります。残りの五五パーセントは返礼品代金、送料、事務経費等になります。

続きまして、直近過去五年間の寄附実績を申し上げますと、平成二十八年度は四千九百十二件で五千五百五万円、平成二十九年度は五千六百九件で六千二百三十五万円、平成三十年年度は三千六百八十三件で四千二百十万円、令和元年度は五千五百三十四件で六千九百九十六万円、令和二年度は七千七十七件で七千六百二十万三千円となっております。令和三年度は十月現在で、七千五百六十四件で八千三百三十一万六千円となっております。

なお返礼品の代表的なものとしては、柿・桃・梨が近年の上位三点となっております。中でも柿は毎年の申込み全体の約半数を占める人気の返礼品でございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「一番」の声あり）

○議長（山口耕司）一番斎藤有紀議員。

○一番（斎藤有紀）答弁ありがとうございます。

少しお伺いしたいのですが、五條市民の方もふるさと納税を利用されている方がいらっしゃると思うのですが、その現状、また数字があれば教えてください。

○議長（山口耕司）井上市長公室長。

○市長公室長（井上 昭）お答え申し上げます。

令和二年度におけるふるさと納税による五條市の収入増等は、寄附金額七千六百二十万円から返礼品代金や諸経費を除くと約三千五百八十一万円となります。つまり収入額、五條市民が令和二年度に他の自治体へふるさと納税で寄附することで減額となった市民税額は約一千八百六十八万円となります。

以上、答弁とさせていただきます。（「一番」の声あり）

○議長（山口耕司） 一番斎藤有紀議員。

○一番（斎藤有紀） ありがとうございます。

実際にふるさと納税をまちおこしに利用している自治体を少し調べてみました。その中の一つに北海道の十勝地方の上士幌町というところがあるのですが、ふるさと納税による寄附金で二十一億円を集めた実績がございまして、普段の税収入の三倍の規模であったということです。全国的に、ほとんど知名度がなかった小さな町だったのですが、ふるさと納税でこれだけの寄附を集めた理由はどこにあるのか少し調べてみました。そうすると、ふるさと納税を利用しやすい環境を築き上げてきたということでもございました。

例えば、ホームページを充実させ、ポータルサイトにも積極的に参加をして、返礼品に関しても地元の特産品を開発するために生産者さんに対して補助金を用意したり、あと自治体と民間が一体となった取組が高額な寄附金収入に結びついたということですね。

また、寄附金の使い道といたしまして、特に子育て、少子高齢化の対策に力を入れられて、寄附金を財源として子育てや教育、医療や福祉の支援に寄附金を利用したことによって減少していた人口も増加したということですね。

今回この北海道上士幌町を事例に出しましたが、五條市にも素晴らしい魅力が沢山あります。五條市でふるさと納税の返礼品に登録をされている業者さんにお話を伺いました。そうすると、もちろん行政がPRを頑張ってくださいているのは理解してお話ですが、もっと五條市への寄附額を上げるためには民間ではなかなか積極的に全国に向けて宣伝をしにくいところも現状ではあるというお話です。ですので、寄附のしやすい環境づくりや登録者様へのサポートなど返礼品をさらに全国に向けてアピールをしていただけたらという御意見をいただいています。

今後の見通しや計画についても答弁いただけますでしょうか。

○議長（山口耕司） 井上市長公室長。

○市長公室長（井上 昭） 御質問にお答え申し上げます。

地方創生の推進に向けたふるさと納税に関する今後の取組につきましては、以下の三点を中心に展開することを考えております。

一つ目にふるさと納税ポータルサイトの増設でございます。現在、五條市のふるさと納税インターネットサイトは楽天ふるさと納税のみですが、年内には新たにふるさとチョイスを開設いたします。また状況を見ながら来年度以降もポータルサイトの追加等を検討し、寄附額の増

額に向けて取り組んでまいります。

二つ目に返礼品の充実がございませう。魅力的な返礼品を提供することは、本市のPRになるとともに地域産業の振興にもつながると考えておりますことから、例えば実際に五條市を訪れ魅力を体験していただくツアー自体を返礼品とすることも検討しているところとございませう。

三つ目に返礼品のPRがございませう。SNSの活用はもちろん、返礼品紹介のQRコードを掲載したカードを作成し、東京都港区の奈良まほろば館や全国でのイベント等で配架することで幅広く五條市のふるさと納税をPRしたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「一番」の声あり）

○議長（山口耕司） 一番齋藤有紀議員。

○一番（齋藤有紀） 答弁ありがとうございます。

引き続きPRに向けて取り組んでいただきたいと思ひます。

今後、必要なことは地域に関わる交流人口の増加に向けた取組だと考えます。もちろん人口を増やすことは、一番交流人口が増えるということ、人口が増えれば一番いいのですけれども、国全体として五條市でも人口減少が進む中、五條市という地域に興味を持ってもらうということは地域経済の活性化につながると思ひております。

なかなか税収を上げることは難しい中、このふるさと納税の活用は重要な財政の確保につながると思ひますので、今後とも積極的に進めていただけたらと思ひます。よろしくお願ひいたします。

それでは、二つ目の質問です。無料通信アプリLINEの活用について質問をさせていただきます。

国がデジタル庁を新設するなど、行政のIT化が進む中、各地の地方自治体でもSNSを利用した情報発信や住民向けのサービスの提供が進んでおります。

五條市におけるSNSを利用した情報発信の現状について答弁をお願いいたします。

○議長（山口耕司） 井上市長公室長。

○市長公室長（井上 昭） 一番齋藤議員の御質問にお答え申し上げます。

五條市の現状について説明いたします。五條市では行政情報の発信、市の魅力PRのため、フェイスブック、インスタグラム、LINEといったSNSを利用しております。

フェイスブックは企画政策課において運用しており、主に行政情報の発信やイベント情報の告知を行っております。インスタグラムは農林政策課において運用しており、市の特産品である柿のPRのために活用しております。LINEは保健福祉センターにおいて運用しており、子育て情報を発信しております。

以上、答弁とさせていただきます。（「一番」の声あり）

○議長（山口耕司） 一番斎藤有紀議員。

○一番（斎藤有紀） 答弁ありがとうございます。

フェイスブック、インスタグラム、LINE、担当するそれぞれの担当課が情報発信やPRを行われているということですが、その情報が市民の皆様にとって一つのSNSにまとまると、さらに行政情報を受け取りやすくなるのではないかと思います。

ここで提案をさせていただきたいのが、SNSの中でも一番利用率の高いLINEですけれども、地方公共団体向けのプランが無償で提供されています。

最近では新型コロナウイルスの影響で素早い行政からの情報を伝えることができるという必要性であったり、災害時や日ごろの生活に関わる身近な情報まで、より市民の皆様にも素早く伝えることが必要だと考えます。紙媒体には紙媒体の優れた部分というものはもちろんあるのですが、デジタルにはデジタルの優れた部分があると思っています。

スマートフォンやタブレット端末の所有率やLINEの利用が幅広い年齢層に広がっている中、気軽にスマートフォンで行政情報に触れることはポケットに持ち歩ける行政情報といったところではないでしょうか。

LINE公式アカウントを活用した奈良県内の取組の状況など、お聞かせいただけたらと思います。お願いいたします。

○議長（山口耕司） 井上市長公室長。

○市長公室長（井上 昭） 御質問にお答え申し上げます。

県内では二十以上の市町村がLINE公式アカウントを運用しており、奈良市では令和二年十一月に全国の自治体初となるLINE公式アカウントを利用した国民健康保険手続サービスを開始いたしました。

また他の市町村においても、自身のホームページなどと連携させ新型コロナウイルス感染症の情報発信やワクチン接種予約等に活用されております。

以上、答弁とさせていただきます。（「一番」の声あり）

○議長（山口耕司） 一番斎藤有紀議員。

○一番（斎藤有紀） ありがとうございます。

県内でも多数の市町村が運用されているということで御答弁いただきました。

昨日からオンラインでこの定例会の様子もライブ配信が始まり、デジタル化に、市民に向けた情報発信が行われているという状況が五條市でもあると思うんですけども、私自身五條市内の中学生や高校生からSNSでメッセージをいただくことがとても増えました。やりとりの中で、LINE公式アカウントについて質問させていただきました。開設された場合、登録してみたいかどうかという質問をさせていただいたんですけども、日頃友達や家族とやりとりをしているLINEなら五條市の情報を、登録してみたい、そして取ってみたいという声をいただきました。幅広い層に五條市の取組であったり情報を受け取ってもらおう、身近に感じてもらう良い機会ではないかなと感じています。ここで五條市でのLINE公式アカウントの導入について、今後どのようなお考えがあるか伺いをいたします。

○議長（山口耕司） 井上市長公室長。

○市長公室長（井上 昭） 御質問にお答え申し上げます。

LINE公式アカウントを導入し行政サービスの提供、情報発信を行うことについて、行政手続のオンライン化につながり市民にとっても有益であると考えております。しかし本年三月にはLINE利用者の個人情報に国外企業から閲覧できる状態であったという問題が発覚するなど、個人情報の管理体制が懸念されております。またLINEを利用するためにはスマートフォンやタブレット端末、パソコン等が必要であり高齢者の利用が少ないという課題がございます。以上を踏まえ、他団体の導入実績等を調査検討し、引き続き研究してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。（「一番」の声あり）

○議長（山口耕司） 一番斎藤有紀議員。

○一番（斎藤有紀） 答弁ありがとうございます。

先ほど井上市長公室長のお話にもありましたが、セキュリティの問題というところがございます。報道にもございましたが、個人情報の問題など懸念される市民の皆様もいらつしやるということは事実だと思えます。ですので、行政と市民の双方の個人情報のやり取りの機能というものは使わずに、まずは基本的な行政情報であったりとか、生活に密着したサービスを行政側から一方の発信という形で前向きに進めて



いただけたらうれしいです。

それでは最後に、市長の見解もお聞かせいただけたらと思います。

○議長（山口耕司） 太田市長。

○市長（太田好紀） 一番斎藤議員の質問にお答え申し上げたいと思います。

先ほど井上市長公室長の方からる説明がありました。いろいろな今の状況の中で、今時代の変化は大変加速をしている、そういう状況の中で私たちが今の現状と、またこれから先どのような形で進めていくかという、そういう状況の中でLINE公式アカウントを導入というこの提案もありました。これはいろいろと問題もあろうかなと思います、でも今言ったように問題をクリアしながら前向きな形の中で情報発信というのは大変重要なことであろうと思いますし、その中で今やるべきこと、そしてこれから情報発信がいかに重要なものかという認識の上でこれからも前向きな形の中で進めてまいりたい、そういうふうと考えています。

以上です。（「一番」の声あり）

○議長（山口耕司） 一番斎藤有紀議員。

○一番（斎藤有紀） 市長、ありがとうございます。

実現に向けてぜひ前向きに取り組んでいただけたらと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは次、三番目の質問です。地域防災の体制について質問をさせていただきます。

十二月に入って全国で大きな地震が相次いでいます。震源地は太平洋に面した地域で南海トラフ巨大地震がいつ起こってもおかしくない中、五條市ではどのような組織でどのような防災活動が行われているのか、体制についてお伺いいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（山口耕司） 石田危機管理監。

○危機管理監（石田茂人） 一番斎藤議員の御質問にお答え申し上げます。

本市におきましては、地区防災の推進を目的に二十三地区に自主防災組織がございます。自主防災組織ごとに防災訓練や救急救命講習、防災関連施設への視察を通じた防災意識の向上を図っております。

本市防災担当部局との関わりとして、防災研修の際の講師や研修提案による支援を実施しているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「一番」の声あり）

○議長（山口耕司） 一番斎藤有紀議員。

○一番（斎藤有紀） 答弁ありがとうございます。

今自主防災組織というお話がありました。自主防災組織は自治会と連携をしているということでしょうか。

○議長（山口耕司） 石田危機管理監。

○危機管理監（石田茂人） 御質問にお答えさせていただきます。

基本的には自治会組織と連携してございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「一番」の声あり）

○議長（山口耕司） 一番斎藤有紀議員。

○一番（斎藤有紀） ありがとうございます。

自主防災組織、自治会とひもづいているところですが、このような声がありました。例えばさまざまな理由で自治会活動ができない方がいらつしやいます。時代の流れもありまして、自治会離れが起きている地域もありますし、もともと自治会があったのだけれども高齢化が進んで存続ができない地域の方もございます。そういった地域が五條市にはあるとお伺いしますが、現状はいかがでしょうか。

○議長（山口耕司） 石田危機管理監。

○危機管理監（石田茂人） 御質問にお答えさせていただきます。

今現在五條市におきまして自治会に加入していない地域でございますが、三地区でございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「一番」の声あり）

○議長（山口耕司） 一番斎藤有紀議員。

○一番（斎藤有紀） ありがとうございます。

そういった地域があるという中で、自治会に加入されていない方も様々な理由があるというふうにお伺いしていますが、そういった地域の方が災害時の対策について不安に思われている方も多いという声をお伺いしましたので、御答弁お願いいただけますでしょうか。

○議長（山口耕司） 石田危機管理監。

○危機管理監（石田茂人） 御質問にお答えさせていただきます。

平時におきましては、自治会の加入、未加入に関わらずハザードマップの全戸配布、また避難所の所在地や避難情報の伝達方法などの周知に努めてございます。本年度も三月初旬に五條市地区別ハザードマップを全戸配布する予定でございます。

また災害時に備えまして、食料や資機材の備蓄に努めてございます。

災害時には警報などの気象情報、避難情報を迅速に市民の皆様にお伝えできるよう努めてございます。伝達手段も防災行政無線、緊急速報ベル、消防団による広報など多重化を図っているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「一番」の声あり）

○議長（山口耕司） 一番斎藤有紀議員。

○一番（斎藤有紀） ありがとうございます。

ではそういった地域の方への災害時の対策については引き続き進めていただきたいと思います。

そして私自身、阪神淡路大震災と東日本大震災の被災者でもありまして、実際の被災体験を防災士として伝える活動も行っているわけなんです。災害時とても弱い立場になってしまうのが子供であったり要支援者の方々でございます。そういった方へ五條市の対応はどのようにされるのか伺いたします。

○議長（山口耕司） 石田危機管理監。

○危機管理監（石田茂人） 御質問にお答えさせていただきます。

東日本大震災の教訓といたしまして、障害者、高齢者の方々について情報提供、避難、避難生活、さまざまな場面で対応が不十分な場面があったことを受けまして、こうした方々に係る名簿の整備、活用促進することが必要とされました。それに基づきまして、平成二十五年に災害対策基本法が改正されまして、災害時に自ら避難することが困難な高齢者、障害者等の避難行動支援者につきましては、避難行動要支援者名簿を作成することが市町村に義務付けられてございます。今現在、この避難行動要支援者名簿を五條市としては作成してございます。

また今後の目標といたしましては、個人の方の個別計画を現在つくっておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「一番」の声あり）

○議長（山口耕司） 一番斎藤有紀議員。

○一番（斎藤有紀） 答弁、ありがとうございます。

いつ起こるか分からない災害に備えて引き続き防災への取組どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、初めての一般質問をさせていただきましたが、新人議員でございますので、先輩議員の皆様にご指導いただきながら、また担当部の皆様と情報交換をしながら五條市民の皆さんの声を届けてよりよいまちにしていきたいと思っております。そして今後とも精いっぱい勉強させていただきますと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

これで私の一般質問を終わります。

ありがとうございます。

○議長（山口耕司）以上で、一番斎藤有紀議員の質問を終わります。

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、一時四十分まで休憩します。

午後一時二十八分休憩に入る

午後一時四十分再開

○議長（山口耕司）休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

この際、申し上げます。

議員各位の質問並びに理事者側の答弁の際はマスクをつけたまま御発言いただき、明瞭、的確にお願いいたします。

次に、二番谷 勝啓議員の質問を許します。二番谷 勝啓議員。

〔二番 谷 勝啓質問席へ〕

○二番（谷 勝啓）議長から発言の許可をいただきましたので、二番谷 勝啓の一般質問を始めさせていただきます。

改めまして私が谷 勝啓でございます。私は生まれ育った五條市が大好きです。その五條市を見ると紀伊半島大水害以降大塔地域の過疎化が加速していることを肌身を感じ、その地域には何が必要なのか、五條市全体を見ても人口の減少の一途をたどっています。私が子供のころの活気はなくなり、市においては財政不安、議員を抱き込んだ不祥事もあり、このままではだめだ、大好きな五條市のために何かしなくてはいけないという思いから御存じのとおり七月の臨時会において多くの市民の皆様の署名をいただき、五條市議会議員の定数を定める条例の一

部改正について問題提起していただきましたが、残念ながら当時の市議会では全会一致をもって否決となりました。

財政難の五條市に十二人も議員は要らないと思います。多くの市民の皆様の声がなぜに一人の賛同も得ることができなかったのか、どうすればその思いや声を届けることができるのか、自らが市議会議員の立場を得て改革に取り組まなければならないと立候補を決意し、最初は一人で行動を起こしましたが、日に日に同志、仲間や私の主張を理解していただける方が増え、今この場に立たせていただいております。期間中に私が発した主張を基に私の一般質問を進めてまいります。

まず一、大塔地域の現状についてですが、大塔町は平坦な土地はほとんどなく、災害が多く発生する恐れのある地域に多くの民家があります。携帯電話も圏外のところがたくさんあります。答弁をお願いします。

○議長（山口耕司）吉川大塔支所長。

○大塔支所長（吉川佳秀）二番谷議員の御質問にお答え申し上げます。

大塔町は急速に高齢化が進み、令和三年十一月一日現在、大塔町内の人口は二百三十四人で、うち六十五歳以上の高齢者が百四十五人を占め、高齢化率は約六二パーセントとなっております。

また、大塔町は急峻な地形に家屋が点在し、市街地まで遠距離であることから、自家用車を持っていない方は、通院、買い物など日常生活において大変不便を強いられておられます。

また、大塔町は面積のほとんどが山林で覆われており、過去には林業が主産業でありましたが、山林労働の担い手不足や、鹿などの有害獣の被害が深刻で、全国的にも同様ですが林業の低迷が続いています。

一方、平成二十三年の紀伊半島大水害では、地域も甚大な被害に見舞われましたが、国・県をはじめ関係皆様の御尽力により復旧事業が進んでおり、深層崩壊により大崩落した清水地区におきましては復旧工事が本年二月に完了いたしました。

また、国道一六八号の改良工事では、阪本バイパスの工事が現在進められているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（山口耕司）二番谷 勝啓議員。

○二番（谷 勝啓）ありがとうございます。

二、大塔地区の今後についてですが、高齢化が進んでいますが、何か対応、対策などはありますか。答弁をお願いします。

○議長（山口耕司）吉川大塔支所長。

○大塔支所長（吉川佳秀）大塔町では、高齢化により集落の維持が難しくなりつつあり、一人暮らしの世帯も増えてきております。このような市民の暮らしを守るのですが、まず優先されることだと考えています。例えば自治会や民間事業者などと協力して見守り活動を強化することや、医療、福祉など住民からの相談に応じて、本庁と連携を取りながら適切に対応を進めることが必要と考えております。

また、近年は地球温暖化などによる影響で、全国各地で大雨などの大災害が発生しています。大塔支所も紀伊半島大水害の教訓を生かし、昼夜を問わず早めの避難の呼びかけや、各自治会と連携した避難行動の支援などに努めてまいります。

次に、大塔町は世界遺産大峯奥駈道をはじめ、清流舟ノ川など、紀伊山系を代表する貴重な自然が残されています。昨年は篠原から五條市最高峰の明星ヶ岳までの登山道整備を行い、世界遺産の保全に努めてきたところです。

引き続き登山客など大塔町の貴重な自然を体感することを目的に訪れる方が増えるよう取り組んでまいります。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（山口耕司）二番谷 勝啓議員。

○二番（谷 勝啓）大塔地域の住民サービスについてですが、大塔町は五條市の面積の約四割を占めています。言い換えると、面積が広くて人口が少ないということになります。広い面積で住民サービスは行き届いているのでしょうか。

答弁お願いします。

○議長（山口耕司）吉川大塔支所長。

○大塔支所長（吉川佳秀）大塔地域の住民サービスといたしましては、大塔町を中心とした地域住民の市行政の拠点として、大塔支所が総合窓口業務や住民活動の支援などを行っております。また大塔支所には、診療所、消防署が併設され、地域住民の安心安全を守る機能が支所周辺において庁舎に隣接した郵便局及び南都銀行の移動ATM車の配置など、住民の窓口機能が集約される形になっております。また、地域住民の移動手段として奈良交通バスに接続するコミュニティバスの運行を行っているところです。

次に、高齢者の福祉事業としまして社会福祉法人五條市社会福祉事業団大塔ライフハウスによります通所介護事業が行われるなど、福祉サービスの向上に努めているところです。

また、自力での買物が困難となっている地域において、住民が定期的な買物のできる環境を整えるとともに、地域の見守り活動を行えるよ

う移動販売車による買い物支援事業を進めているところですが、

以上でございます。（「二番」の声あり）

○議長（山口耕司）二番谷 勝啓議員。

○二番（谷 勝啓）ありがとうございます。

次に財政状況についてですが、五條市は八年間で約五千人の人口減少となっております。令和二年度時点、最新の調査結果では将来負担比率は奈良県より重症警報が発令されていますが、全国最低レベル、奈良県十二市の中でワースト一位、県内ワースト三位です。

ここ数年の間に五條市上野公園総合体育館シダーアリーナ、養護老人ホーム花咲寮、市役所新庁舎、認定こども園、ほかにも五條市クリーン・オアシス、エコ・リレーセンター gibi いろいろな施設、たくさん建設し解体しています。それらを合わせると莫大な費用がかかっています。何とも将来を危惧せざるを得ない状況だと思えます。さらに人口減少に歯止めをかける対策もなされていません。

一、五條市の財政状況について厳しいように言われていますが、実際はどうなのか問いたい。まず一般家庭の貯金とも言える基金残高について、令和元年度、令和二年度はどのように推移しているのか答弁お願いいたします。

○議長（山口耕司）南理事。

○理事（南 則行）二番谷議員の御質問にお答え申し上げます。

本市における一般会計の現金残高の推移につきましては、令和元年度末で約四十六億四千五百万円、令和二年度末で約四十五億一千八百万円となっております。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（山口耕司）二番谷 勝啓議員。

○二番（谷 勝啓）次に、一般家庭の借金と言える地方債残高について、令和元年度、令和二年度はどのように推移しているのか、答弁お願いいたします。

○議長（山口耕司）南理事。

○理事（南 則行）お答えいたします。

本市における一般会計の市債残高の推移につきましては、令和元年度末は約二百七十七億一千三百万円、令和二年度末は約二百八十七億五

千九百万円となっております。しかしながら市債の一部は地方交付税によって補填されることになっており、市が実質的に返済すべき残高は令和元年度末で約六十九億三千七百万円、令和二年度末で約六十八億七千七百万円と、対前年度比で約六千万円減少しております。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（山口耕司）二番谷 勝啓議員。

○二番（谷 勝啓）答弁によると、貯金、基金の残高よりも借金、地方債の残高の方が大きいですが、今後の市の財政状況の見通しについてはどのように考えているのですか。答弁お願いいたします。

○議長（山口耕司）南理事。

○理事（南 則行）お答えいたします。

五條市では中期的な財政見通しを立てた上で諸事業に取り組むことで、令和二年度一般会計決算におきましては、実質収支額は約七億六千万円の黒字、実質公債費比率、将来負担比率のいずれもがそれぞれ対前年度比におきまして改善いたしました。しかしながらこれらの改善は国の施策に伴い国庫支出金等が増加したことによる一時的なものに過ぎず、依然として厳しい財政状況であることは認識しております。

今後の見通しにつきましても、人口減少により市税等が減少する一方、社会保障制度の拡充に伴う扶助費の増加が見込まれるのに加え、公債費は令和六年度までは年間三十億円程度で推移するなど、非常に厳しい財政状況となっております。

そこでこのたび将来を見据えた対策といたしまして、財政調整基金への積立てや公債費の繰上げ償還を行う補正予算案を今定例会に提出させていただきます。

引き続き歳出の削減、歳入確保に努めながら適正な財政運営に努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（山口耕司）二番谷 勝啓議員。

○二番（谷 勝啓）先ほど過去二年の推移について答弁いただきましたが、将来を見通すためには幅広いデータが必要であると思えます。

また基金や地方債においても様々な種類があると聞いています。市民の皆様にご安心していただくためにも、ここでしっかりお尋ねをし、それをしっかり市民の皆様にお伝えしたいと思っておりますので、今後この場でお尋ねすることもあろうかと思えますが、よろしくお願いたしまして、次の質問に移ります。



次に交通安全対策についてです。

私は選挙期間中よく五条駅南側に立っていましたが、朝の通勤時間に乗用車、バス、タクシーが入り乱れて、駅前がごった返しています。ロータリーもないので人を降ろした車がバックして回る、大変危ない、いつ人身事故を起こしてもおかしくない状態です。五條市の玄関口である五条駅前南側の整備の取組について答弁をお願いいたします。

○議長（山口耕司）平己産業環境部長（兼務） 都市整備部長。

○産業環境部長（兼務） 都市整備部長（平己富長） 二番谷議員の御質問にお答えを申し上げます。

五条駅周辺整備におきましては、五條中心市街地地区まちづくり基本計画に基づきJR西日本と情報交換を行っているところでございます。以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（山口耕司）二番谷 勝啓議員。

○二番（谷 勝啓） 今までの五条駅南側広場の整備に向けた取組はどうなっていますか。答弁お願いいたします。

○議長（山口耕司）平己都市整備部長。

○産業環境部長（兼務） 都市整備部長（平己富長） 御質問にお答えを申し上げます。

五条駅前広場の整備に関しては、昭和五十六年五月に五条駅前広場南側面積三、七〇〇平米として都市計画決定を行っております。その後、用地の一部を買収したほか、平成十二年に公衆トイレを、平成二十五年には入り口段差解消のためスロープの整備を行ってきたところでございます。

なお、五条駅前広場の整備を進めるに当たっては、駅舎の整備等も関係してくることから鉄道の運行主体であるJR西日本との協議が必要となってくるなど、大きな課題がまだまだ山積しております。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（山口耕司）二番谷 勝啓議員。

○二番（谷 勝啓） 五条駅南側の交通安全対策はどうなっていますか。答弁をお願いします。

○議長（山口耕司）平己都市整備部長。

○産業環境部長（兼務） 都市整備部長（平己富長） 御質問にお答えを申し上げます。

議員お述べのとおり五条駅南側は通勤通学の時間帯、歩行者や送迎用の一般車両、学校に向かうスクールバス等で大変混雑していることは承知しております。しかしながら当該箇所につきましては、県道やJR西日本が管理している部分でございまして、交通安全対策についても、まずは各管理者が行うべきものと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（山口耕司）二番谷 勝啓議員。

○二番（谷 勝啓）市としての何らかの対策の取組はありませんか。答弁をお願いします。

○議長（山口耕司）平己都市整備部長。

○産業環境部長（兼務）都市整備部長（平己富長）御質問にお答えを申し上げます。

議員からいただいた本日の御意見をJR西日本や県の各管理者に伝えさせていただきます。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（山口耕司）二番谷 勝啓議員。

○二番（谷 勝啓）大きい事故が起こる前に何らかの対策をお願いいたします。

これで私の一般質問を終了します。

ありがとうございました。

○議長（山口耕司）以上で、二番谷 勝啓議員の質問を終わります。

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、二時十分まで休憩します。

午後一時五十九分休憩に入る

午後二時十分再開

○議長（山口耕司）休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

この際、申し上げます。

議員各位の質問並びに理事者側の答弁の際はマスクをつけたまま御発言いただき、明瞭、的確にお願いいたします。次に、十一番藤富美恵子議員の質問を許します。十一番藤富美恵子議員。

〔十一番 藤富美恵子質問席へ〕

○十一番（藤富美恵子）議長から発言の許可をいただきましたので、通告いたしましたとおり一般質問をさせていただきます。一つ目、ごみ袋（ボランティア袋）についてお尋ねします。

まず、ボランティア袋について説明を願います。

○議長（山口耕司）平己産業環境部長（兼務） 都市整備部長。

○産業環境部長（兼務） 都市整備部長（平己富長） 十一番藤富美恵子議員の御質問にお答えを申し上げます。

ボランティア袋は、自治会等の自主的な清掃活動を支援することを目的に平成二十九年度に作成いたしました。従来はこのような活動に対して指定袋で対応していましたが、地域の奉仕活動であることが視覚的に分かりやすくするために指定袋と区別したものでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「十一番」の声あり）

○議長（山口耕司） 十一番藤富美恵子議員。

○十一番（藤富美恵子） 次に、ボランティア袋は年間どれぐらいの団体及び個人からの要望がありますか。

○議長（山口耕司） 平己産業環境部長。

○産業環境部長（兼務） 都市整備部長（平己富長） 御質問にお答えを申し上げます。

令和三年度におきましては、件数六件、配布枚数が三百四十枚、それから令和二年度が二件、五百二十枚、令和元年度二十一件、二千百七十枚、平成三十年十八件、二千四百三十五枚、平成二十九年十四件、一千九百八十枚、五年間で六十一件の七千四百四十五枚となっております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十一番」の声あり）

○議長（山口耕司） 十一番藤富美恵子議員。

○十一番（藤富美恵子） この枚数ですけど、年々減ってきているのがとても目につきますけれども。それでは、ボランティア袋の収集はどうなっていますか。

○議長（山口耕司）平己産業環境部長。

○産業環境部長（兼務）都市整備部長（平己富長）御質問にお答えを申し上げます。

ボランティア活動後のごみの収集に関しましては、ボランティア活動の一環といたしまして、エコ・リレーセンターごじようまでご持参していただいております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十一番」の声あり）

○議長（山口耕司）十一番藤富美恵子議員。

○十一番（藤富美恵子）五條市をきれいにしようとボランティア活動をされている方々から、エコ・リレーセンターごじように各自持ち込むのは大変であるので、ボランティア袋もほかのごみ袋同様、収集してもらいたいという要望がありますが、いかがでしょうか。収集できますか。

○議長（山口耕司）平己産業環境部長。

○産業環境部長（兼務）都市整備部長（平己富長）御質問にお答えを申し上げます。

今後も、ボランティア袋の収集方法については、原則エコ・リレーセンターごじようまで搬入いただくことといたします。しかしながら、高齢者や運搬手段がない方など、搬入が困難な方でも大量の袋がある場合など、個別の事情に応じて対応できるよう課題を整理した上で改めて要綱整備に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十一番」の声あり）

○議長（山口耕司）十一番藤富美恵子議員。

○十一番（藤富美恵子）ちょっと分かりにくかったので、確認をさせていただきますけれども、私の質問は、少量、二、三袋程度であれば、ほかのごみ袋同様、収集していただけるかという質問でございますが、していただけるということでもよろしいでしょうか。

○議長（山口耕司）平己産業環境部長。

○産業環境部長（兼務）都市整備部長（平己富長）御質問にお答えを申し上げます。

議員お述べの二、三袋程度につきましては、収集日の午前七時までに集積場に出していただければ収集させていただきますことは可能でございます。ただ、例えば二、三袋と言いますが、収集日までに保管する場所がない方もおられるかとも思われます。そういった場合も含めまして、速やかに要綱を整理し、市民の皆様方にお示ししていきたいと、このように考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十一番」の声あり）

○議長（山口耕司）十一番藤富美恵子議員。

○十一番（藤富美恵子）ありがとうございます。それならば、ボランティア活動で五條市を美しくしていただいている市民の皆さんに、大変喜んでいただけたと思います。

次に二つ目、五條駅に架かる市道岡口八号線（南北歩道橋）でございますけれども、この歩道橋についてお尋ねいたします。

この歩道橋については、以前より、実に多くの方々から怖い、危ないなど、大変危険な歩道橋であるとの苦情が絶えません。高齢者の方が転んでけがをしたとも聞きました。私も見てまいりました。この危険な歩道橋を今後どうしていくのか、お尋ねいたします。

○議長（山口耕司）平己産業環境部長（兼務）都市整備部長。

○産業環境部長（兼務）都市整備部長（平己富長）御質問にお答えを申し上げます。

五條駅の南北をつなぐ南北歩道橋が五條駅利用者にとって、非常に重要な道路であることは承知しております。

そこで、本歩道橋については、これまでも定期的な点検を行い、必要な維持修繕を行ってきたところです。これに加え今年度は同歩道橋の橋梁点検を実施し、状況把握に努めているところです。年度末には必要となる補修の範囲等が判明する予定であり、その結果に基づき、今後JR西日本と協議を進めていくこととなります。

以上、答弁とさせていただきます。（「十一番」の声あり）

○議長（山口耕司）十一番藤富美恵子議員。

○十一番（藤富美恵子）この道路は五條駅の利用者だけでなく、周辺の方々の生活道路にもなっております。

何か事が起きてからでは遅いので、早急な対応をお願いしておきます。

次に、五條市の将来について。

五條市の出生者数二〇〇〇年、二〇〇五年、二〇一〇年、二〇一五年から二〇二〇年までの出生者数をお尋ねします。

○議長（山口耕司）松本総務部長。

○総務部長（松本成人）十一番藤富議員の御質問にお答え申し上げます。

五條市の出生者数の推移につきまして、総務省が整理、集計しております住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数に関する調査に

に基づき、二十年前から五年前までは、五年ごとに、以降は一年ごとにお答え申し上げます。

まず二〇〇〇年の出生者数は二百九十五人、二〇〇五年は百八十七人、二〇一〇年は百六十二人、二〇一五年は百五十八人、二〇一六年は百七十六人、二〇一七年は百四十人、二〇一八年は百二十七人、二〇一九年は百十二人、二〇二〇年は八十六人となっております。

以上でございます。（「十一番」の声あり）

○議長（山口耕司）十一番藤富美恵子議員。

○十一番（藤富美恵子）太田さんが市長になられたのは約十年前の二〇一一年です。その年の出生者数は百九十人でございました。ところが、昨年二〇二〇年の出生者数は、なんと八十六人です。十年前と五年前は余り変わりませんが、二〇一五年からの五年間に出生者数は半減しております。五年前の二〇一五年に百五十八人だったものが、五年後の昨年二〇二〇年には、わずか八十六人でした。

五條市のこの五年間の出生者数減少は著しいものがあります。全国的に人口は減少していますが、二〇二〇年の人口一千人当たりの出生率は、全国平均で六・八人、五條市は二・九三人と、非常に少ない出生率となっております。

市長は、五條市の出生者数の減少をどう思われるのか、お聞かせください。

○議長（山口耕司）太田市長。

○市長（太田好紀）十一番藤富議員の質問にお答え申し上げます。

確かに出生者数がなくなってきたのは見てのとおりだと思います。日本は、全国的な人口減少に伴い、特に過疎化地域に対しては大変な、そういう流れにおいては大変高い確率で減少しているのは事実であります。この原因というのは、いろんな形の中の原因というのは当然あるのかなと思いますけれども。その中においても高齢化率がどんどんと今現在五條市は上がっているということで、若い人がやはり五條市から外へ出て行つてるといふのも現状であろうかなというように思います。いろんな形の中で生まれて育ったところで学校を卒業して、また地元に戻つてもらつて仕事してもらえらるような環境をつくるのがこれからの人口減少を歯止めできる一つの要因だというように思っております。なかなか口で言うのと現実とは簡単なものじゃありません。いろんな形での人口減少というのは、間違いなく、これはもう全国的に皆さんが大変困っている状況でありますけれども、その中においても私たちもやるべきことはきちんとやっっていく。ただ人口減少を食い止めるということも一つ大事か分かりませんが、私は、逆に言えば、今おられる方をもっと優先的な形の中で、住んでよかつたまちづくりにするということも大変大事であろうかな、そこにおいてやはりどういふような比率によつてやっっていくかということは、考え方がいろいろあるう

かと思えますけれども、そこらを踏まえて、今後、前向きな形の中で考えていきたい、そういうように考えております。（「十一番」の声あり）

○議長（山口耕司）十一番藤富美恵子議員。

○十一番（藤富美恵子）昨日の一般質問で、人口減少対策について議員の皆さんがいろいろと質問しておられ、理事者の方が答弁されておられました。それでは市長に就任されてからのこの十年間で、市長が一番力を入れてこられた人口減少対策は何でしょうか。

○議長（山口耕司）太田市長。

○市長（太田好紀）藤富議員の質問にお答え申し上げます。

今日までいろいろ考えてきた一番最大ということは、やはり産業をつくるということ、先ほどお話したように産業がない限り雇用をしてもられない、学校を卒業しても五條市外に出て行く、そういう中においてそういう形で働き場所をつくるのが大変大事であろうかなと、そういう形の中では、テクノパーク・なら工業団地はじめ北宇智工業団地、今ほとんどいっぱいになってきましたけれども、また新しく増築されたところもございます。そういう形の中で、いかに雇用を生んでいくかということも大事であろうかなと思います。

ただ、そんな中で調査すると、五條市内の産業で、工業団地の中においてもそうですけれども、五條市内の人があまり雇用されていないというのが現状であるということもデータの中に入っています。五條市内で雇用できたとしても五條市の人が来てくれないというのも現実であろうかなと思います。なぜ五條市で働いていただけなのか、五條市からは御所市とか橋本市、また和歌山県に聞きますと、隣の橋本市の人は和歌山市内から来ていると、そういうことのデータも聞かせていただきました。いろんな形の中で身近なところ、近くで働くというのが現状であろうと思いますので、その辺を踏まえて、今後産業だけでは当然問題は解決できないと思います。総合的な形の中でこれから進めていくことが大事であろうかなというように思います。

以上です。（「十一番」の声あり）

○議長（山口耕司）十一番藤富美恵子議員。

○十一番（藤富美恵子）産業をつくるという答弁でございましたけれど、現実を見てみますと、残念ながらそれらの取組は功を奏しておりません。五條市の人口は毎月約五十人、年間五百人から六百人減少し続けています。住みたいと思う魅力的なまちづくりには、女性の目線、視点が欠かせません。今、子育てをしている若い女性の思い、また多くの市民の皆さんの声を参考にして、人口減少対策に取り組まれたらいかが

でしょうか。

例えば市長への手紙や、いわゆる昔の言葉で言えば目安箱ですか、そういうものを設置する。またタウンミーティング、いわゆる対話型集会などをして、魅力的な五條市をつくるにはどうすれば良いか、市民の皆さんの声を直接聞かれるのがいいと思いますが、市長、いかがですか。

○議長（山口耕司） 太田市長。

○市長（太田好紀） 質問にお答え申し上げます。

女性の視点は大変大事であろうかなという、いろいろな目安箱とかいろいろな人の意見を聞くという、でも今、藤富議員も女性の一人ですがけれども、当然この場所で市民の代表として出てきておりますので、その辺は反映をさせていただいたら良かろうかなと思います。ただそれだけなかなかできないということもありますので、いろんな形の中で女性の立場の視点から聞くのも大事です。また新しく斎藤議員も今回当選をされました。各層の若い女性から高齢者の女性の方、いろいろな人の意見を聞いて、また集約して今後その辺の考えをよく理解して進めていくのも一つ大事であろうかな。ただ女性だけの問題ではないと思いますので、総合的、最終的に判断しなくてはならない。そういうように考えております。

以上です。（「十一番」の声あり）

○議長（山口耕司） 十一番藤富美恵子議員。

○十一番（藤富美恵子） これまで私も議員としていろいろ提案してまいりましたが、なかなか取り上げていただけないというのも現状でございます。

市民の声が反映された住みやすい、そして魅力的な五條市のまちづくりこそが、私は人口減少を食いとめる、そして市長がいつも言われているところの住んでよかつたまちづくりにつながります。

市民の声を聞かずして、反映させずして、住んでよかつたまちづくりは実現いたしません。取り組みます、の言葉だけではなくて、政治は結果を出していただかなくてはなりません。

五條市は、今もう待ったなしの状況です。住んでよかつたまち、五條市を、ぜひ実現していただきたいと思いますが、最後に市長は、五條市の将来をどのように描いておられますか。



○議長（山口耕司）太田市長。

○市長（太田好紀）藤富議員の質問にお答え申し上げます。

将来ということで、大変先の難しい分もあります。一つここでコロナ禍という状況のこの一年半、いろんな形の中で私は大きく国内において、国外において、いろいろな変化を生じたというふうに思います。特に私は地方分権がこれで進むようになったと、一極集中の東京からいろいろ全国へ分散していくという、株式会社JTBの本社ビルも売却するとか、株式会社電通が売却するとか、いろんな形の中で地方分権がどんどんこれから進んでいく。そういう中では、地方のこの機能が大きく変わっていく。そういう状況においては、私たちがやるべき考え方というのは大きく変わっていくのではないかと、奈良県には十二市がありますけれども、その中においても、五條市は、今、京奈和自動車道、一部開通をしたということで奈良県から、和歌山県までつながっている状況の中、道路網の整備をすることによって大きく変革もしている状況になるのではないかなと思います。

またこれら広域防災拠点ということで、五條市に対して県が進めている大きな事業がございます。いろんな形の中で、そういう総合的にいろいろな地域との連携をとりながら、また各県との連携、特に奈良県は、私たちは南側でありますけれども、和歌山県とも隣接している中において、和歌山県、特に橋本市との連携もとりながら、より五條市だけが良くなるということは当然ないと思います。五條市の発展は、昔は吉野郡の発展と連携して発展してきたということもございますので、これからは、近隣の市町村との連携をしながら、よりよいまちにするべく皆さんと知恵を絞りながら前向きな形の中で進めていこう、そういう形の中で、一つひとつのことを着実にやっていきたい。そして次の世代にバトンタッチをするためには、私たちが今やるべきことをきちっとやっていくことが大変大事であるのかなと思いますので、そこらを踏まえて今後、議員の皆さんと知恵をお互いに出し合いながら、また連携をとりながら進めてまいりたい、そういうふうに思っております。

以上です。（「十一番」の声あり）

○議長（山口耕司）十一番藤富美恵子議員。

○十一番（藤富美恵子）期待しております。

終わります。

○議長（山口耕司）以上で、十一番藤富美恵子議員の質問を終わります。

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、二時五十分まで休憩いたします。

午後二時三十一分休憩に入る

午後二時五十分再開

○議長（山口耕司）休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

この際、申し上げます。

議員各位の質問並びに理事者側の答弁の際はマスクをつけたまま御発言いただき、明瞭、的確をお願いいたします。

この際、申し上げます。

本会議の開催中は本庁舎一階市民ギャラリー、西吉野支所、大塔支所に設置しておりますモニターで本会議の様子を御覧いただけます。  
またインターネット・スマートフォン等でも視聴していただけます。

なお、正面後方のモニターでも試験的に放映をさせていただいております。

○議長（山口耕司）次に日程第二、議第五十六号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（平田耕一）議第五十六号 五條市過疎地域における市税の特別措置条例の制定について。

○議長（山口耕司）提案理由の説明を求めます。松本総務部長。

〔総務部長 松本成人登壇〕

○総務部長（松本成人）失礼いたします。

ただいま上程されました議第五十六号、五條市過疎地域における市税の特別措置条例の制定につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

す。

恐れ入りますが、議案書の一ページを御覧いただきたく存じます。

本提案は、令和三年四月一日付で施行されました過疎地域について総合的かつ計画的な対策を実施するための新たな法律である過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づき五條市過疎地域持続的発展計画が策定され、本年第三回九月定例会において議決されたことにより、当計画及び地方税法等の法令に基づき、特別措置の対象となる者の固定資産税の課税免除を行うため、本条例を制定するものでございます。

議案書の二ページを御覧願います。

第一条では、条例制定の目的を定めており、五條市過疎地域持続的発展計画の中の産業振興促進事項に記載された五條市全域であります産業振興促進区域内において、同計画で振興すべき業種として定められた製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業、旅館業の用に供する設備の取得等をした者について、地方税法に基づき固定資産税の課税免除を行うことにより、本市における産業の振興と雇用機会の拡大を図り、もって市勢の伸展と市民生活の向上に資することを目的とするものでございます。

次に、第二条では、特別措置の内容について定めており、第一項では、特別措置の対象となる設備の取得等について定めております。

特別措置は、令和六年三月三十一日までの間に、設備の取得価格の合計額が五百万円以上、製造業又は旅館業にあつては資本金の額等が五千万円を超え一億円以下の法人については一千万円、資本金の額等が一億円を超える法人については二千万円以上の取得等をした者について、特別償却設備であります家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地に対して課する固定資産税について課税免除するものであります。

同条第二項では、特別措置の対象となる期間について、当該固定資産に対して新たに固定資産税を課することとなった年度以降三か年度と定めております。

次に、第三条では、特別措置の申請について定めており、申請書等は、特別措置を受けることができる最初の三月三十一日までに提出しなければなりませんとしております。

次に、三ページから四ページの第四条では、特別措置の取消しについて定めており、特別措置を受けた者が、第一号から第四号のいずれかに該当する場合、当該措置を取り消すことができるものとして定めております。

次に、第五条は、特別措置の承継について定めており、第一項では、特別措置を受けた者が、相続や合併等の事由により事業を継承した者

に名義を変更した場合の届出について、第二項では、届出により承継の事実を確認した場合の残余期間における特別措置の適用について定めるものがございます。

次に、第六条は、委任について定めるもので、この条例の施行に關し必要な事項は、市長が定めるとしております。そして、附則におきましては、本条例の適用を令和三年四月一日からと定めております。

以上で、提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山口耕司）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

○議長（山口耕司）次に日程第三、議第五十七号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（平田耕一）議第五十七号 五條市立認定こども園延長保育事業等の実施に関する条例の制定について。

○議長（山口耕司）提案理由の説明を求めます。中本教育部長。

〔教育部長 中本賢二登壇〕

○教育部長（中本賢二）ただいま上程いただきました議第五十七号、五條市立認定こども園延長保育事業等の実施に関する条例の制定について提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の五ページを御覧いただきたいと存じます。

本議案は、五條市立認定こども園の延長保育事業、一時預かり事業及び病後児保育事業の実施について必要な事項を定めるため、条例を制定しようとするもので、地方自治法第九十六条第一項の規定により、議会の議決を求めるものがございます。

それでは、制定内容について御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の六ページから八ページを御覧いただきたいと存じます。

初めに第一条につきましては、条例の趣旨を五條市立認定こども園設置条例に規定する五條市立認定こども園で行う条例第四条に規定する事業のうち、延長保育事業、一時預かり事業及び病後児保育事業の実施並びに保護者がそれらの事業を利用した場合に負担すべき費用に関する必要な事項を定めております。

次に第二条は、この条例における用語の定義を定めております。

次に第三条は、延長保育事業の利用料と徴収について定めております。

次に第四条は、一時預かり事業の利用料と徴収について定めております。

次に第五条は、病後児保育事業を実施するこども園、利用料及び徴収について定めております。

次に第六条は、利用料の納付について定めております。

次に第七条は、利用料の減免について定めております。

次に第八条は、この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長及び教育委員会が規定で定めることとしてしております。附則につきましては、第一項は施行期日を令和四年四月一日と定めております。

第二項は準備行為について、本条例を施行するために必要な行為は、この条例の施行日前においても行うことができると定めております。以上で、提案理由の御説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山口耕司）提案理由の説明が終わりました。  
これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

○議長（山口耕司）次に日程第四、議第五十八号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（平田耕一）議第五十八号 五條市立公民館条例の一部改正について。

○議長（山口耕司） 提案理由の説明を求めます。 中本教育部長。

〔教育部長 中本賢二登壇〕

○教育部長（中本賢二） ただいま上程いただきました議第五十八号、五條市立公民館条例の一部改正について、提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、お手元の議案書の九ページを御覧いただきたいと存じます。

本議案の改正理由につきましては、阪合部公民館が旧阪合部小学校校舎二階に移転することに伴い、その位置を変更するため、本条例の一部を改正するもので、地方自治法第九十六条第一項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

それでは議案書の十ページを御覧いただきたいと存じます。

改正の内容といたしまして、第一条第二項の表中「中町三五番地の一」を「中町三一番地」に改めることとするものであります。

なお、附則につきましては、施行期日を令和四年四月一日からとしております。

以上で、提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山口耕司） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「八番」の声あり）八番福塚 実議員。

○八番（福塚 実） 現在ある阪合部公民館が認定こども園のところに移されるということですかね。その部分について、公民館を移すことによって地元の方々にどのような説明がなされているのか説明してもらえますか。

○議長（山口耕司） 中本教育部長。

○教育部長（中本賢二） 八番福塚議員の御質問にお答え申し上げます。

地元説明につきましては、この二年間、複数回公民館の移転につきまして御説明をさせていただいているところでございます。

長らく阪合部公民館としまして阪合部文化会館の一部をお借りしまして、地域の方々に御協力をいただいたということの改めてのお礼と、また今後の御協力ということでお話をさせていただいておりますという状況でございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「八番」の声あり）

○議長（山口耕司）八番福塚 実議員。

○八番（福塚 実）阪合部文化会館、今現在公民館として使っているのですけれども、私らが、阪合部地区が建てた阪合部文化会館であって昔から慣れ親しまれて、今も現在数多くの方が利用されている阪合部文化会館でございまして、これを何らかの要望があつて今認定こども園に移されたとか、その辺はどうですか。

○議長（山口耕司）中本教育部長。

○教育部長（中本賢二）このたびの阪合部公民館の移転につきましては、学校適正化に伴いまして、旧阪合部小学校の方が空き校舎になります。そちらの方の有効利用という観点から一階は認定こども園、また二階は地区公民館としての活用を考えているところでございます。

先ほど申しましたように、阪合部文化会館ですか、そちらの方に長らく公民館機能としてお借りをさせていただいたことに関しましては教育委員会としても非常に大変ありがたく存じているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「八番」の声あり）

○議長（山口耕司）八番福塚 実議員。

○八番（福塚 実）お礼はありがたい言葉ですけれども、地元の方が今現在も使われている阪合部文化会館、阪合部公民館ですけれども、それが移転に伴って、以前も私その話をする場所に少し立ち会ったことがあるんですけども、要望があつてここに建ててくれと言つて建てたものではないような気がするのですよ。あそこではスポーツ協会であつたりいろいろ市民の方が活用されて、昔はあそこで結婚式もされて、阪合部地区が建てて、まあ言うたら公民館というよりは文化会館、阪合部地区の知的財産みたいな部分があると思うのですよ。それを有効利用のために旧阪合部小学校に移すということで、ある程度地域の方で理解されている方もおると思うのですけれども、中にはかえつて不便になる、子供がそこに通うようになると保護者の送り迎え等と一緒になつたりとか、また今現在使われている公民館は夜遅く八時に開けたり、九時、十時まで使っていたりと時間的にも長く使うことがあるのですけれど、その辺の不具合とか利便性が低下するということは考えられないのですか。

○議長（山口耕司）中本教育部長。

○教育部長（中本賢二）現在我々が考えております、新しく旧阪合部小学校の方に移転するに当たりましては、そういった部分、いろいろな御意見等いただきながら快適な活動、地域の学習の拠点としまして、そういった状況を担いながら進めていきたい、そのように考えておるとこ

ろでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（山口耕司）質疑を終わります。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

○議長（山口耕司）次に日程第五、議第五十九号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（平田耕一）議第五十九号 五條市地域子育て支援拠点施設条例の一部改正について。

○議長（山口耕司）提案理由の説明を求めます。名迫あんしん福祉部長。

〔あんしん福祉部長 名迫雅浩登壇〕

○あんしん福祉部長（名迫雅浩）失礼いたします。

ただいま上程いただきました議第五十九号、五條市地域子育て支援拠点施設条例の一部改正につきまして、提案理由を御説明申し上げます。恐れ入りますが、議案書の十一ページを御覧いただきたいと存じます。

改正理由につきましては、子育て世帯の利便性を図るため、利用対象者の範囲を拡大するとともに、一時預かり事業の実施について整備するため、本条例の一部を改正するものでございまして、地方自治法第九十六条第一項の規定により議決を求めるところでございます。

それでは、改正内容について御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の十二ページを御覧いただきたいと存じます。

改正の内容でございますが、五條市子育て支援センターはつびいが、商業施設内に立地するという利点を生かしまして、利用対象者の範囲を市外まで拡大するなど、子育て世帯への利便性を図るとともに、一時預かり事業の実施に関する規定を本条例内に追加し整理したものでございます。

具体的には、第四条において、子育て支援センターの事業に一時預かり事業を追加することとしました。



第五条において、利用対象者を市内在住者としていた制限を削除し、市外在住の子育て世帯まで利用者の範囲を拡大することとしました。

第七条、第八条を追加し、第七条においては、一時預かり事業の内容について、第八条においては、一時預かり事業の利用料等について、また、別表で、利用料の基準となる額を定めることとしました。

本則については、以上でございます。

最後に、附則について、第一条において、本条例の施行期日を令和四年四月一日とし、第二条で、五條市一時預かり事業の実施に関する条例の廃止について、また、第三条で、改正後の本条例の準備行為について定めることとしております。

以上で、提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山口耕司）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「三番」の声あり）三番養田全康議員。

○三番（養田全康）拡充されるということで、大変いいことだと思っておりますけれども、今現在の五條市内の利用者数だったりとか、僕が心配するのは他市の子供を受け入れるのは大変いいことだと思っておりますけれども、それによって例えば利用者数の制限があつて市内の子供たちが利用できなくなるのではないかと懸念はないのか、その辺答弁ください。

○議長（山口耕司）名迫あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（名迫雅浩）三番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

現在の利用者数でございますが、まず一時預かり事業のところですけれども、十月末現在で累計三百三十七名、一月平均しますと四十八名の方が利用することとなっております。一時預かり事業について上限が十名となっておりますが、今現在は余裕がございますので、市外まで拡大してということで実施したいと考えております。

以上でございます。（「三番」の声あり）

○議長（山口耕司）三番養田全康議員。

○三番（養田全康）利用定員十名ということで、では市外を受け入れたときにその十名を超えてしまった場合、これらはどういう選定方法の中でその十名を選ぶのか、これはもう早い者順であるとか、その辺の利用の条件、教えていただけますか。

○議長（山口耕司）名迫あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（名迫雅浩）お答え申し上げます。

一時預かり事業につきましては、まず事前登録をさせていただいております。予約は一月前から利用前日まで受け付けるという形で利用の調整を図っているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（山口耕司）質疑を終わります。

本案は厚生建設常任委員会に付託いたします。

○議長（山口耕司）次に日程第六、議第六十号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（平田耕一）議第六十号 五條市国民健康保険条例の一部改正について。

○議長（山口耕司）提案理由の説明を求めます。田中すこやか市民部長。

〔すこやか市民部長 田中久美登壇〕

○すこやか市民部長（田中久美）ただいま上程いただきました議第六十号、五條市国民健康保険条例の一部改正につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書十四ページを御覧いただきたいと存じます。

今回の改正につきましては、健康保険法施行令の一部改正に伴い、本条例の一部を改正するもので、地方自治法第九十六条第一項の規定により議会の議決を求めるところでございます。

それでは改正の内容につきまして、御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書十五ページを御覧ください。

健康保険法施行令等の一部を改正する政令が公布され、出産に伴う産科医療補償制度の見直しとあわせて、出産育児一時金の額が改正されたため、本条例第六条第一項中、出産育児一時金の支給額を「四十万四千元」から「四十万八千元」に、産科医療補償制度に加入している医

療機関で出産した場合の加算額を「一万六千円」から「一万二千元」に改め、出産育児一時金の総額を維持するものでございます。

なお、附則につきましては、第一項で施行期日を、第二項で経過措置について定めております。

以上で、提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山口耕司）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山口耕司）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山口耕司）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（山口耕司）次に日程第七、議第六十一号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（平田耕一）議第六十一号 五條市立西吉野コミュニティセンター条例の一部改正について。

○議長（山口耕司）提案理由の説明を求めます。大垣西吉野支所長。

〔西吉野支所長 大垣 悟登壇〕

○西吉野支所長（大垣 悟）ただいま上程いただきました議第六十一号、五條市立西吉野コミュニティセンター条例の一部改正につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、お手元の議案書十六、十七ページを御覧いただきたくと存じます。

本議案は、五條市立西吉野コミュニティセンターの指定管理の開館日を変更することにより、本条例の一部を改正するもので、地方自治法第九十六条第一項の規定に基づき議会の議決を求めるところであります。

それでは改正内容について、御説明申し上げます。

今まで指定管理により週五日間の開館で運営を行ってまいりましたが、令和四年度の指定管理から施設の利用状況を踏まえ、管理運営経費の節減及び利用の効率化に努めることから、週三日間の開館で地域の文化の向上と福祉の増進を図りながら運営することとしたため、休館日の変更が必要となったことから、休館日の第八条第一項第一号中「土曜日」に利用の少ない「火曜日」、「水曜日」を休館日に加えるものがあります。

なお、附則につきましては、施行期日を公布日からとし、改正後の規定は令和四年四月一日から適用するものといたします。

以上で、提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山口耕司） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「十番」の声あり）十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範） 今現在週五日間を三日間にする、経費節約ということは考えられなくもないのですけれども、利用者団体に御相談なりそういう話を下ろしましたか。

○議長（山口耕司） 大垣西吉野支所長。

○西吉野支所長（大垣 悟） 十番吉田議員の御質問にお答え申し上げます。

まだ利用者の方には報告はしておりません。

以上です。（「十番」の声あり）

○議長（山口耕司） 十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範） 反対するわけやないけれども、やはり利用者団体に話をして、それから上程してくれた方がありがたかったかなと思うのですけれども。

今定例会で採決された後に利用者団体に報告するわけですか。

○議長（山口耕司）大垣西吉野支所長。

○西吉野支所長（大垣 悟）御質問にお答え申し上げます。

これにつきましては、稼働日数及び利用者等を換算しまして、検証した結果によるものでございます。その中で利用者が多いということなので、その利用者の日にちが外れている利用者につきましては今後御議決をいただきましたら、その旨を報告、周知していきたいと存じております。

以上です。

○議長（山口耕司）質疑を終わります。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

○議長（山口耕司）次に日程第八、議第六十二号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（平田耕一）議第六十二号 五條市立中央公民館及び五條市立西吉野コミュニティセンターに係る指定管理者の指定について。

○議長（山口耕司）提案理由の説明を求めます。中本教育部長。

〔教育部長 中本賢二登壇〕

○教育部長（中本賢二）ただいま上程いただきました議第六十二号、五條市立中央公民館及び五條市立西吉野コミュニティセンターに係る指定管理者の指定について、提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、お手元の議案書十八ページから十九ページを御覧いただきたいと存じます。

本議案は、五條市立中央公民館及び五條市立西吉野コミュニティセンターの管理運営を引き続き指定管理者制度で継続することに伴い、当該施設に係る指定管理者を指定するため、地方自治法第二百四十四条の二第六項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

まず、一の管理を行わせる公の施設の名称及び位置につきまして、名称は五條市立中央公民館、位置は五條市本町三丁目一番一三号。

続きまして、名称は五條市立西吉野コミュニティセンター、位置は五條市西吉野町八ッ川四五一番地でございます。

次に、二の指定管理者となる団体の名称、代表者及び住所につきまして、名称は桜井誠文堂、代表者は櫻井晃二、住所は五條市五條一丁目六番一七号でございます。

次に、三の指定の期間につきましては令和四年四月一日から令和七年三月三十一日までの三か年でございます。

以上で、提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山口耕司） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「四番」、「十番」の声あり）四番平岡清司議員。

○四番（平岡清司） 今回の申請に当たり何件の応募があったのかと、その審査得点を教えてください。

○議長（山口耕司） 中本教育部長。

○教育部長（中本賢二） 四番平岡議員の御質問にお答え申し上げます。

一件の申請がございまして、審査得点につきましては六十九・二点でございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（山口耕司） 四番平岡清司議員。

○四番（平岡清司） 先ほど一般質問の中でも理事の答弁の中に七十点ぐらいを基準としてというようなことがあって、そこで六十九・二点というようなことだったんですけれども、何をもってこの候補者を選んだのか答弁ください。

○議長（山口耕司） 中本教育部長。

○教育部長（中本賢二） 指定管理者の候補者選定につきましては、客観的な観点から公正、公平に選定する必要があることから、対象施設ごとに外部有識者において構成される指定管理者候補選定委員会を設置し、当該委員会において申請者の評価、申請者のヒアリング等により候補者を選定していただいております。

そうした中、このたびの指定管理者候補選定委員会では審査得点が六十九・二点という結果となりました。各委員からは今回の申請者は一者しかないこと、審査得点が七十点にわずか〇・八点満たなかったこと、このことにつきましては新指定管理者制度に関する基本方針の中で、指定管理者候補選定委員会で、候補者なしとすることができるとあるのは、しなければならぬというのではないのと委員会の方では判断をされ、また行政が管理運営について指導をつけるという条件をつけて、申請団体の桜井誠文堂を五條市立中央公民館及び西吉野コミ

ユニティセンターの指定管理者候補として決定されたところでございます。

その報告を受け、理事者の方から候補者に対し申請内容についてしっかりと指導するようにとの指示がございまして、担当課から候補者に対し指導を行った結果、複数の改善や新たな取組の報告を受けました。その結果、一定の評価を十分に超えるだけの内容と判断し、このたびの指定管理者の候補者として今定例会に上程をさせていただいた、そのような経緯でございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（山口耕司） 四番平岡清司議員。

○四番（平岡清司） 今、審査得点が足らなかったから行政の方から、選定委員会は指導と管理をやってもらったらなあと、それで合格というか候補者に上げるということかなと思います。今候補者上がっているところは、何年前かちよっと忘れちゃったけれども、委員会で私もこの候補者に対して指摘をしたことがございました。現在も指定管理をされておるのですけれども、非常に事務所の中の整理整頓ができていないというふうなことで指摘をさせていただきました。そして現在に至り、それも幾らかは改善があったのかも分かりませんが、常にきれいな状態でないということの確認も伺ったりしています。

その中において、候補者としてこれが今現在認められるのかどうなのか、行政が指導、今管理しているところに指導をやったにも関わらず現在できていない状態であるのかなと。それをまた今行政が指導するからといって、しっかりと指定管理者として受けられるのかなというふうに私は疑問に思っています。

このことはもう答弁求めません。私の個人的な意見になりますけれども、どうかなというふうに思っています。

ありがとうございます。（「十番」の声あり）

○議長（山口耕司） 十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範） 公民館となると、社会教育主事、また資格を持った方はその中におられるのですか。

○議長（山口耕司） 中本教育部長。

○教育部長（中本賢二） 十番吉田議員の御質問にお答え申し上げます。

現在、指定管理者の候補者の中には、資格を持った方はいないという状況でございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「十番」の声あり）

○議長（山口耕司） 十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範） 資格を持ってなかったら、それを行政の方で指導をやっていくわけですね。それは、行政の指導をつけるということですが、れども、しかし、私ちよつと調べさせていただいたら、今のところがいいというような要望書等が教育長に上がっているんじゃないかと思うのですけれども、その点について、一者で先ほど審査得点六十九・二点ですか、それでオーケーということやったんですけれども、指定管理者候補選定委員会の中では再公募をやつて、そして一者しかいなかったらその一者でというようなことにはならなかったわけですか。

○議長（山口耕司） 中本教育部長。

○教育部長（中本賢二） 指定管理者候補選定委員会でのお話は先ほど言わせていただいたとおりでございます。

また有資格者、社会教育主事の資格につきましてはないということで、今後資格取得に向けて改善をしていくというふうな改善点も出てきております。

また要望につきましては、出てきていることではございますけれども、個別の要望の内容につきましては控えさせていただきたいと思ひます。

以上、答弁とさせていただきます。（「八番」の声あり）

○議長（山口耕司） 八番福塚 実議員。

○八番（福塚 実） 今回この五條市立中央公民館及び五條市立西吉野コミュニティセンター、性質の異なる部分があると思うんですよ。これを、施設をまとめて一本で評価して採点して、指定管理者にしていくというのはちよつと無理があるのではないかなと思うのですけれども、その辺についてどうですか。

○議長（山口耕司） 中本教育部長。

○教育部長（中本賢二） 八番福塚議員の御質問にお答え申し上げます。

複数の指定管理を行うことにつきましては、午前中理事の方から御答弁であつたかなと思つております。

あとその指定管理者候補選定委員会で異なった内容の施設を審議するのはという御質問かと思うのですけれども、そちらにつきましては指定管理者候補選定委員会の中で五條市立中央公民館と五條市立西吉野コミュニティセンターに精通しておる委員は一名ずつ入つていただいております、そういった中で審査をしていただいているという状況でございます。



以上、答弁とさせていただきます。

○議長（山口耕司）南理事。

○理事（南 則行）八番福塚議員の御質問に、中本教育部長の答弁の補足で、指定管理者の行政改革推進本部会議所管ということで答弁させていただきます。ありがとうございます。

まず一点目でございますが、性質の異なる施設ということでございますが、五條市立中央公民館条例によって設置目的は記載させていただいております。そこでは生活文化の振興、社会福祉の増進等という設置目的を記載させていただいております。

続きまして、五條市立西吉野コミュニティセンター条例でございますが、こちらも条例第一条の方で、設置目的を記載させていただいております。地域の文化の向上と福祉の増進ということでございまして、基本的な設置目的は全くイコールではございませんけれども、似ている同種の性質はあるということで考えてございます。

また業務の内容につきましても、五條市立中央公民館につきましては先ほど御意見ありましたように、社会教育施設としての自主事業等がございますが、五條市立西吉野コミュニティセンターとの関係ということで申し上げますと、施設の管理業務が基本的には同種のことであると、また現に現在の指定管理者でございしますが、どちらも同じ事業者で指定管理をさせていただいております。そのようなことから、同一の業者でも可能であるというところは考えてございます。

もう一点補足で説明させていただきますけれども、社会教育主事のお話でございますが、募集要項に際しまして、社会教育主事を採用している、職員として雇用している団体でないところの指定管理者に応募してはいけないということにはなっておりますので適正なルールの中で応募があり審査があったということは御理解いただければというふうに考えてございます。

以上でございます。（「八番」の声あり）

○議長（山口耕司）八番福塚 実議員。

○八番（福塚 実）漠然とした市民の利用の促進の部分に関しては、どの施設でも同じような、共通の部分であって、それを同等に扱うのはちょっと疑問が残ります。

それと締切日ですかね、いつ締め切ったのか。そして桜井誠文堂さんですか、申込みが何時頃あったのか、もし分かれば教えてもらえますか。

(間)

○議長（山口耕司） 暫時休憩します。

午後三時三十四分休憩に入る

午後四時零分再開

○議長（山口耕司） 休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

この際、申し上げます。

議員各位の質問並びに理事者側の答弁の際はマスクをつけたまま御発言いただき、明瞭、的確にお願いいたします。

ただいまの暫時休憩に至りましたのは新型コロナウイルス感染拡大防止対策等のためでございます。暫時休憩の後に中本教育部長の手が挙がりましたが、そのままそういった理由で暫時休憩とさせていただきますので、御了承願います。

それでは、中本教育部長。

○教育部長（中本賢二） 改めまして八番福塚議員の御質問にお答え申し上げます。

提出日につきましては九月三十日の木曜日、午後四時四十五分でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（山口耕司） 八番福塚 実議員。

○八番（福塚 実） 締切り最終日の九月三十日、午後四時四十五分に提出されたということですか。

締切日にこの一者がやってきて突然申請されたということ、それまでいろいろ声かけて、アスカ美装株式会社とかがやっていたのがこの一者になったということですけども、これは先ほども言わせてもらっていたように、五條市立西吉野コミュニティセンター、五條市立中央公民館、私は様々な面で性質の異なる部分でもあると思いますので。

私は厚生建設常任委員会に属しておりまして、この場でしか発言の機会がないので、三回目の質問で最後にしますけれども、総務文教常任委員会の委員の皆さんにはしっかりと揉んでいただいて、市民の理解が得られるような形で審議していただきますようよろしくお願いいたします。

ます。

それでは終わります。（「五番」の声あり）

○議長（山口耕司）五番吉田 正議員。

○五番（吉田 正）指定管理料、本年度と来年度、今指定管理されようとしているところ、金額に差があれば教えていただけますか。

○議長（山口耕司）中本教育部長。

○教育部長（中本賢二）五番吉田 正議員の御質問にお答え申し上げます。

今上がってきております五條市立中央公民館の指定管理料につきましては、一千九百五十万円と……少しお待ちいただけますか。………  
：すみません、五條市立中央公民館の方につきましては一千九百五十万円でございます。申し訳ございません、五條市立西吉野コミュニティセンターの方は西吉野支所の方で答えていただきます。

○議長（山口耕司）大垣西吉野支所長。

○西吉野支所長（大垣 悟）五條市立西吉野コミュニティセンターの方につきましては、六百七十万円申請があがっております。

以上、答弁とさせていただきます。（「本年度、来年度……」の声あり）来年度……。（「本年度と来年度……」の声あり）

○議長（山口耕司）中本教育部長。

○教育部長（中本賢二）五條市立中央公民館につきましての今年度の指定管理料でございます。二千四十三万円でございます。

○議長（山口耕司）大垣西吉野支所長。

○西吉野支所長（大垣 悟）五條市立西吉野コミュニティセンターにつきましては令和三年度が一千八万五千円となっております。そして令和四年度からは三日間となるということで、今六百七十万の、……一千八万五千円でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（山口耕司）ちょっと待ってください。南理事、間違いないですか。（「はい」の声あり）南理事。

○理事（南 則行）議長の御質問にお答え申し上げます。

間違ございません。

繰り返させていただきます。五條市立中央公民館でございますが、現年度は二千四十三万円でございます。次期申請につきましては、一千

九百五十万円でございます。

五條市立西吉野コミュニティセンターでございますが、現年度が一千八万五千円でございますして、来年度が六百七十万円でございます。来年度は開館日が三日間の予定でございますので、来年度はその分も加味した減となっておりますということでございます。

以上でございます。（「五番」の声あり）

○議長（山口耕司）五番吉田 正議員。

○五番（吉田 正）下がっているのは、それでよく分かるんですけどもね、議第六十一号に五條市立西吉野コミュニティセンターの条例の一部改正案が出ている、日数を減らしますよね。これまで定例会でも、今議案説明もらって今度付託されて、通っていないわけですよ。それを前提として次の指定管理料を組んではるんですか。余りにも議会を軽視してませんか。本来そこで可決されて変更があつて、そこから指定管理料がああこうや、こうやたつて議会で諮るべきものではないのですか。まして地元利用者団体の方にまだ説明もされていないという段階でという、ちよつと僕おかしく感じるのですけれどもね、もう答弁いいです。

○議長（山口耕司）答弁よろしいか。（「はい結構です。」の声あり）  
質疑を終わります。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

○議長（山口耕司）次に日程第九、議第六十三号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（平田耕一）議第六十三号 五條市立図書館に係る指定管理者の指定について。

○議長（山口耕司）提案理由の説明を求めます。中本教育部長。

〔教育部長 中本賢二登壇〕

○教育部長（中本賢二）ただいま上程いただきました議第六十三号、五條市立図書館に係る指定管理者の指定について、提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、お手元の議案書二十ページを御覧いただきたいと存じます。

本議案は、五條市立図書館の管理運営を引き続き指定管理者制度で継続することに伴い、当該施設に係る指定管理者を指定するため、地方自治法第二百四十四条の二第六項の規定により、議会の議決を求めるところでございます。

まず、一の管理を行わせる公の施設の名称及び位置につきまして、名称は五條市立図書館、位置は五條市本町一丁目一番五号でございます。次に、二の指定管理者となる団体の名称、代表者及び住所につきましては、名称は株式会社図書館流通センター、代表者は代表取締役 細川博史、住所は東京都文京区大塚三丁目一番一号でございます。

指定の期間につきましては令和四年四月一日から令和七年三月三十一日まででございます。

以上で、提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山口耕司） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「十番」の声あり）十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範） 審査得点と現在の金額と次の指定管理料の金額を教えてください。

○議長（山口耕司） 中本教育部長。

○教育部長（中本賢二） 十番吉田議員の御質問にお答え申し上げます。

審査得点につきましては、八八・〇点でございます。

本年度の指定管理料につきましては、二千四百六万円でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（山口耕司） もう一つ、現在の指定管理料。

○議長（山口耕司） 中本教育部長。

○教育部長（中本賢二） 二千四百六万円でございます。

一年間の指定管理料が二千四百六万円でございます。

以上でございます。（「十番」の声あり）

○議長（山口耕司） 十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範）来年度も同じですか。

○議長（山口耕司） 中本教育部長。

○教育部長（中本賢二） お答え申し上げます。

同額となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（山口耕司） 質疑を終わります。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

○議長（山口耕司） 次に日程第十、議第六十四号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（平田耕一） 議第六十四号 五條市賀名生の里歴史民俗資料館に係る指定管理者の指定について。

○議長（山口耕司） 提案理由の説明を求めます。 中本教育部長。

〔教育部長 中本賢二登壇〕

○教育部長（中本賢二） ただいま上程いただきました議第六十四号、五條市賀名生の里歴史民俗資料館に係る指定管理者の指定につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

恐れ入りますが、お手元の議案書二十一ページを御覧いただきたいと存じます。

本案は、五條市賀名生の里歴史民俗資料館の管理運営を引き続き指定管理者制度で継続することに伴い、当該施設に係る指定管理者を指定するため、地方自治法第二百四十四条の二第六項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

まず、一の管理を行わせる公の施設の名称及び位置につきましては、名称は五條市賀名生の里歴史民俗資料館、位置は五條市西吉野町賀名生五番地でございます。

次に、二の指定管理者となる団体の名称、代表者及び住所につきまして、名称は和田自治会、代表者は自治会長 隠地庸之、住所は奈良県

五條市西吉野町和田二九八番地の一でございます。

次に、三の指定の期間につきましては令和四年四月一日から令和六年三月三十一日まででございます。

以上で、提案理由の御説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決を賜われますようお願い申し上げます。

○議長（山口耕司）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

○議長（山口耕司）次に日程第十一、議第六十五号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（平田耕一）議第六十五号 五條市立老人憩の家に係る指定管理者の指定について。

○議長（山口耕司）提案理由の説明を求めます。名迫あんしん福祉部長。

〔あんしん福祉部長 名迫雅浩登壇〕

○あんしん福祉部長（名迫雅浩）失礼いたします。

ただいま上程いただきました議第六十五号、五條市立老人憩の家に係る指定管理者の指定につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。恐れ入りますが、お手元の議案書二十二ページを御覧いただきたいと存じます。

本議案につきましては、五條市立老人憩の家の施設に係る指定管理者の候補者を指定するに当たり、地方自治法第二百四十四条の二第六項の規定に基づき議会の議決を求めるところでございます。

まず、一、管理を行わせる公の施設の名称は五條市立老人憩の家でございます。位置は五條市靈安寺町二二〇五番地であります。

次に、二、指定管理者となる団体の名称は特定非営利活動法人 大和社中、代表者は理事長中 純宏、住所は五條市五條三丁目一番二三号でございます。

次に、三、指定の期間につきましては令和四年四月一日から令和五年三月三十一日までの一年間でございます。

以上で、提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山口耕司） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「三番」、「七番」の声あり）三番養田全康議員。

○三番（養田全康） 他の指定管理者は複数年の契約になっておるにもかかわらず、これだけ単年であるということ、以前からこの場所、老人憩の家の場所が変わるのではないかというような話がありますけれども、今後の契約なり、そういうのがあれば答弁願います。

○議長（山口耕司） 名迫あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（名迫雅浩） 三番養田議員の御質問にお答えを申し上げます。

当施設は建築後四十七年を経過しておりますので、老朽化しておりますので、今後施設の移転を考えておりまして、公共施設の跡地を検討しております。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（山口耕司） 二番養田全康議員。

○二番（養田全康） 分かりました。

場所の特定というのはまだあれだと思えますけれども。審査得点と指定管理料、これの上限があるかどうかその辺答弁ください。

○議長（山口耕司） 名迫あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（名迫雅浩） お答え申し上げます。

審査得点でございますが、八十二点でございます。

それと来年度の申請額でございますが、八百八十二万四千円となっております。

以上、答弁とさせていただきます。（「七番」の声あり）

○議長（山口耕司） 七番岩本 孝議員。

○七番（岩本 孝） この五條市立老人憩の家の、令和元年度、令和二年度、そして現在までの利用者数を教えてください。

○議長（山口耕司） 名迫あんしん福祉部長。



○あんしん福祉部長（名迫雅浩）七番岩本議員の御質問にお答えいたします。

利用者数でよろしいですか。（「はい」の声あり）申し訳ないです。令和元年度が七千百三十二人、令和二年度が一千八十二人となっております。

以上、答弁とさせていただきます。（「七番」の声あり）

○議長（山口耕司）七番岩本 孝議員。

○七番（岩本 孝）コロナ禍によって、令和二年度は激変してますけれど、令和三年度は全然やっていないのかな。現在まで、十一月末でも十月末でも結構です。分かったら教えてください。

○議長（山口耕司）名迫あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（名迫雅浩）今年度の利用者数ということですか……。

十月末現在でございますけれども、利用者数が一千五百三十八人となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（山口耕司）質疑を終わります。

本案は厚生建設常任委員会に付託いたします。

○議長（山口耕司）次に日程第十二、議第六十六号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（平田耕一）議第六十六号 五條市阿田峯公園に係る指定管理者の指定について。

○議長（山口耕司）提案理由の説明を求めます。平己産業環境部長（兼務）都市整備部長。

〔産業環境部長（兼務）都市整備部長 平己富長登壇〕

○産業環境部長（兼務）都市整備部長（平己富長）ただいま上程いただきました議第六十六号、五條市阿田峯公園に係る指定管理者の指定につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

お手元の議案書二十三ページを御覧いただきたいと存じます。

本議案につきましては、五條市阿田峯公園に係る指定管理者を次のとおり指定するため、地方自治法第二百四十四条の二第六項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

まず、一つ目の管理を行わせる公の施設の名称及び位置でございますが、名称は五條市阿田峯公園、位置は五條市三在町一六八〇番地でございます。

次に、二つ目の指定管理者となる団体の名称、代表者及び住所につきましては、名称はまちづくり改革推進&Real Styleグループ、代表者は多田宗豊氏、住所は五條市釜窪町一〇一四番地の一でございます。

次に、三つ目の指定の期間につきましては令和四年四月一日から令和七年三月三十一日までの三か年でございます。以上で、提案理由の説明を終わります。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山口耕司）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は厚生建設常任委員会に付託いたします。

○議長（山口耕司）次に日程第十三、議第六十七号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（平田耕一）議第六十七号 奈良広域水質検査センター組合を組織する構成団体数の減少及び規約の変更について。

○議長（山口耕司）提案理由の説明を求めます。東水道局長。

〔水道局長 東 純司登壇〕

○水道局長（東 純司）ただいま上程いただきました議第六十七号、奈良広域水質検査センター組合を組織する構成団体数の減少及び規約の変更について提案理由を御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の二十四ページを御覧願います。

令和四年四月一日から、現組合構成団体である川西町、三宅町及び田原本町がそれぞれ実施している水道事業を統合し、磯城郡水道企業団を設立することから、奈良広域水質検査センター組合より三町を脱退させ、これらの町をもって設置される磯城郡水道企業団を加入させることについて及び同組合の規約を変更することについて議会の議決を求めるものでございます。

それでは、改正内容を御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の二十五ページを御覧願います。

まず第二条では、組合を組織する団体について一部事務組合（以下、組合市町村）を加えるものであります。

第五条から第七条では、新たに一部事務組合が加わることから、組合市町村に文言を改めるものでございます。

第十条では組合執行機関の管理者及び副管理者の選出について文言を改め追加するものであります。

次に第十五条第一項では各構成団体にかかる負担割合の表において、一部事務組合が新たに設置されることから文言の整備を行い、併せて一部事務組合の負担割合を求める年間有収水量及び施設の規模の算出方法を改め、加えるものであります。

次に別表第一及び別表第二の項中の磯城郡水道企業団を加えるよう文言を改めるものでございます。

最後に附則としまして、規約の施行日を令和四年四月一日とするものでございます。

以上で、提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願いいたします。

○議長（山口耕司） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「十二番」の声あり）十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄） 奈良広域水質検査センター組合ということでありませけれども、五條市に関係しましては、どういう水質の検査をしていただいておりますのか。

それと、年間この団体に五條市として負担金は幾ら払っておられるのか、その辺答弁願います。

○議長（山口耕司） 東水道局長。

○水道局長（東 純司） 十二番大谷議員の御質問にお答え申し上げます。

検査の内容ですが、法律に定められた毎月検査、そして年一回の全項目検査等を行っております。

そして五條市におきましては、令和二年度の実績でございますが、負担金としまして三百十九万四千円を組合に支払っております。そして実質の検査料は三百七十一万九千円でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（山口耕司）質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山口耕司）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山口耕司）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（山口耕司）次に日程第十四、議第六十八号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（平田耕一）議第六十八号 令和三年度五條市一般会計補正予算（第九号）議定について。

○議長（山口耕司）提案理由の説明を求めます。南理事。

〔理事 南 則行登壇〕

○理事（南 則行）失礼いたします。

ただいま上程されました議第六十八号、令和三年度五條市一般会計補正予算（第九号）議定につきまして、提案理由を御説明申し上げます。恐れ入りますが、別冊のA4横、令和三年度五條市一般会計補正予算（第九号）のページを御覧いただきたいと存じます。

このたびの補正でございますが、歳入歳出予算、債務負担行為及び地方債の補正でございます。歳入歳出予算につきましては、その総額

にそれぞれ八億六千八百六十二万一千円を追加し、総額で二百三十八億二千五百二十三万九千円とするものとございます。

それでは、歳出予算の補正から御説明申し上げます。

十ページを御覧いただきたいと存じます。

初めに、二款総務費、一項総務管理費、七目企画費の三千三百二万一千円でございますが、ふるさと五條市応援寄附金業務経費の追加でございます。また、当該寄附額が当初の見込みを上回り、現計予算に不足が生じることから、所要の額を計上するものとございます。

次に、八目電子計算費でございますが、この科目の財源を更正するもので、マイナンバー制度に係る基幹システムの改修委託料に対して、国から補助の内示があった額、三十七万七千円を充当し、同額の一般財源を減ずるものとございます。

次に、十八目基金費、二十四節積立金のうち、財政調整基金積立金三億八千二百万円でございますが、地方財政法第七条の規定により前年度剰余金の二分の一を積み立てるものとございます。

次に、ふるさと五條市応援基金積立金六千二十八万二千円でございますが、ふるさと五條市応援寄附金の寄附額が当初の見込みより上回ることから、同寄附金に係る基金積立金について、所要の額を追加計上するものとございます。

次に、三款民生費、一項社会福祉費、二目障害福祉費、二十二節償還金利子及び割引料の百六十九万二千円でございますが、令和二年度障害児施設措置費等の精算により、国庫等の返還額が確定したため、所要の額を計上するものとございます。

次に、十三目介護保険推進費、二十七節繰出金の百四十四万円でございますが、介護保険特別会計への繰出金でございます。また、同特別会計におけるシステム改修費に対して、国から補助の内示があったため、繰出金を減額するものとございます。

次に、十九目生活困窮者自立支援推進費、二十二節償還金利子及び割引料の二百二十九万五千円でございますが、令和二年度生活困窮者自立相談支援事業費等の精算により、国庫負担金等の返還額が確定したことによる所要の額を計上するものとございます。

次の十一ページを御覧ください。

二項児童福祉費、一目児童福祉総務費、十二節委託料の三百七十七万三千円でございますが、児童手当制度の改正に伴うシステム改修費でございます。

二十二節償還金利子及び割引料の五百五十一万四千円でございますが、令和二年度子育て世帯への臨時特別給付金事業及びひとり親世帯臨時特別給付金事業等の精算により、国庫補助金等の返還額が確定したため、その所要の額を計上するものとございます。

次に、六目児童福祉施設費、十二節委託料の三百七十九万九千円でございますが、来年四月一日から認定こども園が開所することに伴い、保育所備品を今年度中にこども園三園へ移すための所要の額を計上するものでございます。

二十二節償還金利子及び割引料の四百二十八万七千円でございますが、令和二年度子どものための教育・保育給付費等の精算により、国庫補助金等の返還額が確定したため、その所要の額を計上するものでございます。

八目放課後児童健全育成事業費、二十二節償還金利子及び割引料の六百七十八万八千円でございますが、令和二年度子ども・子育て支援交付金等の精算により、国庫補助金の返還額が確定したため、その所要の額を計上するものでございます。

次の十二ページを御覧ください。

三項生活保護費、二目扶助費、二十二節償還金利子及び割引料の七千四百四十五万九千円でございますが、令和二年度生活保護費の精算により、国庫補助金等の返還額が確定したため、その所要の額を計上するものでございます。

次に、九款教育費、六項社会教育費、七目集会所費、十四節工事請負費の四百八十五万一千円でございますが、今井二丁目の五條市立南垣内会館の屋根を早急に改修する必要があるため、その所要額を計上するものでございます。

次に、十一款公債費、一項公債費、一目元金、二十二節償還金利子及び割引料の二億九千万円でございますが、地方債を繰上償還するため所要の額を計上するものでございます。

歳出は、以上でございます。

続きまして、歳入予算の補正について御説明申し上げます。

七ページの歳入歳出補正予算事項別明細書の歳入の項を御覧ください。

歳入予算につきましては、十五款国庫支出金において四百十五万円を、十八款寄附金において六千万円を、二十款繰越金において七億四百四十七万一千円を、二十二款市債において一億円を増額し、歳出との均衡を図った次第でございます。

続きまして、債務負担行為の補正について御説明申し上げます。

四ページを御覧ください。

乗合タクシー運行管理業務でございますが、予約制の乗合タクシー運行業務について令和四年四月から委託を行うため、令和三年度中に契約行為に着手するものでございます。期間を令和三年度から令和四年度とし、限度額は五千四百五十万円でございます。

次に、コミュニティバス西吉野コース運行管理業務でございますが、こちらにつきましても令和四年四月から委託を行うため、令和三年度中に契約行為に着手するものでございます。期間を令和三年度から令和四年度とし、限度額は四百二十万円でございます。

次に、戸籍総合システム・ブックレスクラウドサービス導入業務でございますが、現在使用している戸籍総合システム・ブックレスの契約満了に伴い、令和三年度中に契約行為に着手するものでございます。期間を令和三年度から令和四年度とし、限度額は一千五百六十万円でございます。

次に、障害者デイサービス業務でございますが、令和四年四月から委託を行うため、令和三年度中に契約行為に着手するものでございます。期間を令和三年度から令和四年度とし、限度額は三千四百七十万円でございます。

次に、集団がん検診業務でございますが、令和四年度の検診日程確保を早期に行うために、令和三年度中に契約行為に着手するものでございます。期間を令和三年度から令和四年度とし、限度額は一千百三十万円でございます。

次に、火葬場管理運営業務でございますが、来年四月から業務委託を行うため、令和三年度中に契約行為に着手するものでございます。期間は令和三年度から令和四年度とし、限度額は二千二百五十万円でございます。

次に、スクールバス運行管理業務でございますが、五條南小学校及び五條中学校の児童・生徒に係るスクールバス運行業務について、令和四年四月から委託を行うため、本年度中に契約行為に着手するものでございます。期間は令和三年度から令和四年度とし、限度額は四千九百八十万円でございます。

次に、五條市立西吉野コミュニティセンター指定管理料、五條市立老人憩の家指定管理料、五條市阿田峯公園指定管理料、五條市立中央公民館指定管理料、五條市立図書館指定管理料並びに五條市賀名生の里歴史民俗資料館指定管理料でございますが、いずれも本年度末をもって指定管理期間が終了し、新たに指定管理を行う更新施設の指定管理料でございます。本年度中に基本協定の締結を行うことから、債務負担行為を追加するものでございます。

期間と限度額につきましては、五條市立西吉野コミュニティセンターが令和三年度から令和六年度で二十万円、五條市立老人憩の家が令和三年度から令和四年度で八百八十二万四千円、五條市阿田峯公園指定管理料が令和三年度から令和六年度で四千七百万円、五條市中央公民館指定管理料が令和三年度から令和六年度で五千八百五十万円、五條市立図書館指定管理料が令和三年度から令和六年度で七千二百八十八万円、五條市賀名生の里歴史民俗資料館指定管理料が令和三年度から令和五年度で一千百六十二万二千円でございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山口耕司）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「十番」の声あり）十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範）十二ページの社会教育の教育費、五條市立南垣内会館改修工事ですけれども、これ補助率は何パーセントになっていますか。

○議長（山口耕司）中本教育部長。

○教育部長（中本賢二）十番吉田議員の御質問にお答え申し上げます。

補助等がかかっておりません。

以上、答弁とさせていただきます。（「十番」の声あり）

○議長（山口耕司）十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範）集会所やのに全額出るのですか。

○議長（山口耕司）中本教育部長。

○教育部長（中本賢二）答弁申し上げます。

こちらの方の集会所施設につきましては、市の管理施設でございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「十番」の声あり）

○議長（山口耕司）十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範）公民館とか憩の家とかそういうのじゃなしに……、そしたら集会所という各地区にあるのも同じ考えでよろしいのですか。

○議長（山口耕司）中本教育部長。

○教育部長（中本賢二）御質問にお答え申し上げます。

こちらの方の集会所につきましては教育委員会の方で管理しておる施設でございます。住民の教育、学術及び文化に関する関心を高め、その普及と向上、発展を図り、もって社会福祉の増進に寄与するために設置をしておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（山口耕司）質疑を終わります。



本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

○議長（山口耕司）次に日程第十五、議第六十九号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（平田耕一）議第六十九号 令和三年度五條市国民健康保険特別会計補正予算（第一号）議定について。

○議長（山口耕司）提案理由の説明を求めます。田中すこやか市民部長。

〔すこやか市民部長 田中久美登壇〕

○すこやか市民部長（田中久美）ただいま上程いただきました議第六十九号、令和三年度五條市国民健康保険特別会計補正予算（第一号）議定につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の二十八ページを御覧いただきたいと存じます。

本案は、令和三年度五條市国民健康保険特別会計の補正について、地方自治法第九十六条第一項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

続きまして、別冊の同会計補正予算書（第一号）の二ページを御覧いただきたいと存じます。

このたびの補正は、同会計で実施する特定健康診査業務について、令和三年度中に契約行為に着手し、令和四年度の検診日程確保を早期に行うため、債務負担行為を設定するもので総額に変更はございません。

なお、当該債務負担行為の期間につきましては、令和三年度から令和四年度、また限度額につきましては、五百七十万円といたしております。

以上で、提案理由の説明を終わります。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山口耕司）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は厚生建設常任委員会に付託いたします。  
本日の会議時間は議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。

○議長（山口耕司）次に日程第十六、議第七十号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（平田耕一）議第七十号 令和三年度五條市介護保険特別会計補正予算（第二号）議定について。

○議長（山口耕司）提案理由の説明を求めます。名迫あんしん福祉部長。

〔あんしん福祉部長 名迫雅浩登壇〕

○あんしん福祉部長（名迫雅浩）失礼いたします。

ただいま上程いただきました議第七十号、令和三年度五條市介護保険特別会計補正予算（第二号）議定につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、別冊の令和三年度五條市介護保険特別会計補正予算（第二号）を御覧いただきたいと存じます。  
まず一ページにつきまして、御説明申し上げます。

今回の補正予算額につきましては、歳入歳出予算額にそれぞれ四千四百三十六万七千円を追加し、歳入歳出の予算総額を四十一億五千五百四十一万六千円とするものでございます。

それでは、恐れ入りますが、最終ページの七ページ、歳出から御説明を申し上げます。

一 款総務費、一 項総務管理費、一 目一般管理費につきまして、令和三年度、介護報酬改定等に伴うシステム改修事業に、国庫補助金百四十万円が交付されるため、財源内訳の一般財源を減額するものでございます。

次に、四 款基金積立金、一 項基金積立金、一 目介護保険財政調整基金積立金三千三百七十八万五千円につきまして、令和二年度介護保険特別会計歳入歳出差引残額のうち、国庫・県費等への返還する金額及び追加交付される金額を差し引いた額を、基金へ積み立てるものでございます。

次に、五款諸支出金、一項償還金及び還付加算金、三目償還金一千五十八万二千円につきましては、令和二年度介護保険特別会計の精算により、地域支援事業等の国庫・県費への返還金でございます。

次に、恐れ入りますが、四ページを御覧いただきたいと存じます。歳入につきまして、御説明を申し上げます。

三款国庫支出金、一項国庫負担金、一目介護給付費負担金一千三百二十七万七千円につきましては、過年度分の精算によります介護給付費負担金の追加でございます。

三款国庫支出金、二項国庫補助金、三目介護保険事業費補助金百四十四万円につきましては、令和三年度、介護報酬改定等に伴うシステム改修事業補助金でございます。このことにつきましては、恐れ入りますが、五ページ下段の七款繰入金、一項他会計繰入金、一目一般会計繰入金百四十四万円として、事務費繰入金より減額しております。

続きまして、恐れ入りますが、四ページに戻っていただきまして、三款国庫支出金、三項国庫交付金、二目地域支援事業総合事業以外事業交付金二百六十一万一千円につきましては、過年度分の精算によります地域支援事業以外事業交付金の追加でございます。

次に、五ページ、四款県支出金、一項県負担金、一目介護給付費負担金一千二百四万三千円につきましては、過年度分の精算によります介護給付費負担金の追加でございます。

四款県支出金、二項県交付金、二目地域支援事業総合事業以外事業交付金百三十万五千円につきましては、過年度分の精算によります総合事業以外事業交付金の追加でございます。

次に、六ページ、八款繰越金、一項繰越金、一目繰越金で、前年度繰越金一千五百十三万一千円を追加いたしまして、歳入歳出の均衡を図ったものでございます。

以上で、提案理由の御説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山口耕司）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は厚生建設常任委員会に付託いたします。

○議長（山口耕司）次に日程第十七、議第七十一号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（平田耕一）議第七十一号 令和三年度五條市後期高齢者医療特別会計補正予算（第一号）議定について。

○議長（山口耕司）提案理由の説明を求めます。田中すこやか市民部長。

〔すこやか市民部長 田中久美登壇〕

○すこやか市民部長（田中久美）ただいま上程いただきました議第七十一号、令和三年度五條市後期高齢者医療特別会計補正予算（第一号）議定につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の三十ページを御覧いただきたいと存じます。

本案は、令和三年度五條市後期高齢者医療特別会計の補正について、地方自治法第九十六条第一項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

続きまして、別冊の同会計補正予算書（第一号）の二ページを御覧いただきたいと存じます。

このたびの補正は、同会計で実施する健康診査業務について、令和三年度中に契約行為に着手し、令和四年度の検診日程確保を早期に行うため、債務負担行為を設定するもので総額に変更はございません。

なお、当該債務負担行為の期間につきましては、令和三年度から令和四年度、また限度額につきましては、百三十万円といたしております。以上で、提案理由の説明を終わります。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山口耕司）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は厚生建設常任委員会に付託いたします。

○議長（山口耕司）次に日程第十八、議第七十二号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（平田耕一）議第七十二号 和解及び損害賠償額の決定について。

○議長（山口耕司）提案理由の説明を求めます。中本教育部長。

〔教育部長 中本賢二登壇〕

○教育部長（中本賢二）ただいま上程いただきました議第七十二号、和解及び損害賠償額の決定につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の三十一ページを御覧いただきたいと存じます。

本議案は、職員による自動車事故に係る損害賠償額を定め和解するため、地方自治法第九十六条第一項の規定により、議会の議決を求めます。

恐れ入りますが、別紙配付させていただいております資料を御覧いただきたいと存じます。

今回の和解の相手方につきまして、大阪府泉南郡岬町深日三〇三―三〇一 宮本隆夫

事故の概要につきましては、令和三年七月二十一日、御所市室、京奈和自動車道御所南パーキングエリア駐車場内で市職員が公用車を走行中、前方車両が突然後進してきたため急停車したが、そのまま接触し、双方の車両が破損したものであります。

市の過失割合につきましては三〇パーセントで、損害賠償額は二万二千六百九円です。

和解の内容につきましては、双方の責任額を相殺し、相手方が五條市に対しその差額を負担することと、今後、本件に関しては、双方とも裁判上又は裁判外において、一切の異議、請求の申し立てをしないことを誓約することとなっております。

以上で、提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山口耕司）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山口耕司）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山口耕司）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（山口耕司）以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

あす十六日から二十三日まで休会とし、次回二十四日午前十時に再開して、議案審議を行います。

本日は、これをもって散会いたします。

午後四時五十六分散会